

令和8年第1回

定例会会議録

会 期

令和8年 3月 6日 (金) から
令和8年 3月 17日 (火) まで

会 議 日

令和8年 3月 6日 (金)
令和8年 3月 13日 (金)
令和8年 3月 17日 (火)

東串良町議会

令和8年第1回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和8年3月6日 午前 9時30分
散 会 令和8年3月6日 午前10時45分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮地利雄 1番 上池勝彦

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大園 保 広	企画課長	浜 屋 啓 子
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	中 島 孝 一	管理課長兼学校給食センター所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	小林 真紀子	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 5 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第 8 号））
- 日程第 6 議案第 1号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 7 議案第 2号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 3号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第 5号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 7号 令和 7 年度東串良町一般会計補正予算（第 9 号）
- 日程第13 議案第 8号 令和 7 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第14 議案第 9号 令和 7 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 6 号）
- 日程第15 議案第10号 令和 7 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第16 議案第11号 令和 8 年度東串良町一般会計予算
- 日程第17 議案第12号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第18 議案第13号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第19 議案第14号 令和 8 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第20 議案第15号 令和 8 年度東串良町水道事業会計予算

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和8年第1回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、9番 宮地利雄議員及び1番 上池勝彦議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から3月17日までの12日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から3月17日までの12日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
本日まで受理した陳情1件は、お配りしました陳情書の写しのとおり、教育産業常任委員会に付託しましたので報告します。  
また、議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。

## 会 議 の 経 過

次に、2月17日、鹿児島市で開催された鹿児島県町村議会議長会の定期総会において、鹿児島県町村議会議長会から町村議会議員15年以上在職者として、前田 隆議員が表彰されたので報告をいたします。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長（田之畑）

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、意見を求める件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

皆さん、おはようございます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町川東4922番地の小倉とよ子さんを東串良町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

お諮りします。

本件は、適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町一般会計補正予算（第8号））

議 長（田之畑）

日程第5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良

## 会 議 の 経 過

町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和7年度東串良町一般会計補正予算（第8号）につきましては、衆議院議員解散総選挙の執行経費として補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告し、承認を求めるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和7年度東串良町一般会計補正予算（第8号））を採決します。

お諮りします。

本件は、承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は承認することに決定されました。

~~~~~

◆ 日程第 6 議案第 1 号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 7 議案第 2 号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 8 議案第 3 号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 9 議案第 4 号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 10 議案第 5 号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 11 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第 6 議案第 1 号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについてから日程第 11 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの 6 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第 1 号から議案第 6 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 1 号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて、御説明申し上げます。

前期計画の期間満了に伴い、東串良町過疎地域持続的発展計画後期計画案を策定いたしましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 2 号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

大隅肝属地区消防組合火災予防条例の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 3 号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

子ども医療費給付制度について、国が推進するデジタル化に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 4 号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

重度心身障害者医療費助成制度について、国が推進するデジタル化に対応するため、条例の一部を改正するものでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第 5 号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について、

会 議 の 経 過

御説明申し上げます。

受給資格及び祝い金の額を改正するものでございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

医師不足に対応するため、乳幼児健診に関わる医師の報酬を追加するなど、条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

- ~~~~~
- ◆ 日程第12 議案第 7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第9号）
 - ◆ 日程第13 議案第 8号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
 - ◆ 日程第14 議案第 9号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）
 - ◆ 日程第15 議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第12 議案第7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第9号）から日程第15 議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）までの4件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第7号から議案第10号までを御説明申し上げます。

議案第7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第9号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,418万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ79億8,678万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。

次に、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費によるところでございます。

また、地方債の変更は、第3表地方債補正によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

会 議 の 経 過

次に、議案第8号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,238万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ11億6,368万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

次に、議案第9号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ180万円を減額し、歳入歳出それぞれ10億3,057万3,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。よろしくお願ひいたします。

最後に、議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ452万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ1億2,761万2,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願ひいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願ひます。

~~~~~

- ◆ 日程第16 議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算
- ◆ 日程第17 議案第12号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- ◆ 日程第18 議案第13号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- ◆ 日程第19 議案第14号 令和8年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- ◆ 日程第20 議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算

議 長（田之畑）

次に、日程第16 議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算から日程第20 議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算までの5件を一括議題とします。

まず、町長に施政方針の説明を求め、引き続き各件について提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

令和8年第1回東串良町議会定例会の開催に当たり、令和8年度の私の施政方針を述べさせていただき、議員各位並びに町民の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

私の任期も3期目の半分が過ぎ、残すところあと2年となりましたが、残り2年間についても、私が目指す「笑顔あふれるまちづくり」を基本として、町民の皆様方の幸せのために、「こどもに夢を」「若者にロマンを」「お年寄りに愛を」を重点項目として職員にも町政の各施策において一歩前へ進む行動力を働きかけ、町民へのサービス向上に全力で取り組んでまいり所存でございます。

さて、昨年を振り返りますと、6月上旬、9月下旬に線状降水帯に伴う大雨警報が発令され、8月下旬には台風12号が接近いたしました。いずれも人的被害はございませんでしたが、床下浸水や農業用水路等に被害が発生しており、改めて自然災害の恐ろしさを感じたところでございます。

町といたしましては、令和5年度に創設いたしました止水板設置事業補助金・法面防災事業補助金制度につきまして、本年度も啓発を図り、豪雨・台風等から町民生活への被害等軽減に寄与してまいります。また、町民が居住している住宅の耐震対策に関しまして、既存住宅耐震診断や耐震改修工事の補助金を拡充し、町内住宅の耐震化を図り、被害軽減に寄与してまいります。

このような自然災害に対しましては、行政の力だけではなく、消防団の皆様方の協力が必要不可欠でございます。消防団員のさらなる士気向上に向けて、7月下旬に肝属支部操法大会が計画されており、2分団が出場を予定しております。

また、別府原分団消防車両の更新を計画しております。消防防災行政のさらなる強化に取り組んでまいります。

私自身が就任当初から行っておりますトップセールスは、今までにも増して精力的に行い、東串良町の魅力発信源となるよう努め、町のさらなる活性化につなげるため、実効性のある効果的な施策を令和8年度においても着実に実施できるよう推進してまいりたいと思っております。

なお、財政につきましては、国の令和8年度地方財政対策の概要において、地方交付税は6.5%増となっております。具体的には、物価高の中で、経済・物価動向等を適切に反映するとともに地方財源の健全化に向け、社会保障関係費、人件費の増加が見込まれる中、地方団体が様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、地方交付税等の一般財源総額については、前年度を上回る額が確保されたところでございます。

一方、臨時財政対策債については、前年度に引き続き、発行額がゼロとなっております。

こうした中ではございますが、直面する本町の諸課題に積極的に取り組みながら、安定的な財政運営の指標となる財政健全化判断比率等に留意しつつ、収支の適正化と均衡を保ち、住民のニーズにできる限り対応し、東串良に住んでよかったと思われるよう各施策を進めてまいりたいと考えております。

## 会 議 の 経 過

D Xの推進につきましては、住民・行政双方の目線から地域社会全体の活性化に資するため、デジタル技術の計画的な活用を推進してまいります。全国的に急速な人口減少が見込まれる中、デジタル技術を活用した住民の利便性向上と業務効率化を推進し、継続的に行政サービスが提供できる環境を整備してまいります。

また、デジタル人材の確保・育成を重要課題として位置づけ、専門知識を有する民間企業等との連携を図り、職員のデジタル技術活用能力の向上に努めてまいります。加えて、安全で信頼性の高い行政サービスを提供できるよう、システムの安定的な供給体制の確保と情報セキュリティ対策に努め、適切な情報管理を行ってまいります。

D Xの実施に当たっては、本町の実情や地域特性を踏まえつつ、国や県の動向を注視しながら将来を見据えた計画的なデジタル変革の推進により、住民福祉の向上と持続可能な行政運営の実現を目指してまいります。

次に、新たな複合施設の整備につきましては、令和11年度中の供用開始を目標として事業を進めておりますが、本年度は基本設計を基に実施設計を進めるとともに、建設予定地の用地取得を行ってまいります。町民が集い、にぎわいの拠点となること、災害時には防災の拠点となることを目指し、事業を進めてまいります。

次に、人口減少対策につきましては、国道220号線沿い周辺を中心に町内において住宅建設が進み、着実に町外からの移住・定住が図られております。本町の魅力や、充実した移住促進事業補助金制度等を町内外へ広く情報発信し、引き続き移住・定住人口の確保に努めてまいります。

また、民間資金を活用した集合住宅の建設に対する固定資産税の減免支援策により、これまでの実績として5か所で集合住宅の建設が完了しております。現在、新たに2か所が計画・整備中であります。引き続き、制度の周知を図り、住宅不足の解消と定住促進に向けて取り組んでまいります。

空き家対策につきましては、空き家等に関する対策を定める東串良町空き家等対策計画を基本とし、空き家バンクへの登録を推進するとともに、空き家改修補助金制度を活用しながら、適切な管理や利活用の促進に努めてまいります。

また、危険空き家につきましても、町民の安心安全な住環境の確保及び景観の向上を図るため、危険空き家等解体撤去事業補助金制度の周知を行い、解体・撤去を推進してまいります。

地域公共交通対策につきましては、令和7年3月に策定いたしました東串良町地域公共交通計画を基に、町内移動を担う公共交通サービスの提供に向けて、デマンド型乗合タクシーの実証運行の実施に取り組んでまいります。

次に、商工業の振興につきましては、事業者応援補助金制度により、町内事業者の経営基盤の強化及び後継者の育成を図ってまいります。

また、町内において起業する新規創業者に対し、商工新規事業創出支援補助金制度により、町内産業の振興及び雇用の促進を図ってまいります。

さらに、商工会が会員へ実施する指導や研修等を通じて経営の効率化を図り、利益の向上に資する施策として、商工振興事業補助金交付事業も併せて実施いたします。

次に、観光事業につきましては、柏原海岸のルーピンや唐仁古墳群など本町の特有

の自然景観・歴史資源等を活用し、周辺市町との連携による広域観光をさらに推進してまいります。唐仁古墳群においては、魅力ある観光地づくり事業として、公衆トイレ・休憩所・案内看板・サイクリングロードマップ等が整備されていることから、歴史探訪に訪れた方々が気持ちよく施設を利用できるよう、昨年度に引き続き、施設の環境美化と維持管理に努めてまいります。

また、柏原海岸や松林の景観対策として、海岸清掃及び円山公園・ふれあいの森の松林内清掃作業等を昨年度に引き続き実施してまいります。円山公園管理センターを拠点に、イベントの計画・開催や観光情報の発信に努め、町内外の方々が集い楽しめる空間となるよう、公園等の機能充実も図ってまいります。

併せて、農村環境改善センター内に室内遊具を整備し、新たな観光スポットとして誕生したるぴらんの周知活動をはじめ、ふれあいの森キャンプ場近くの町有林内に整備された宿泊用ドームハウス6棟の活用が図られるよう、情報発信に努めてまいります。

九州最大級の体験型イベント、かごしまアウトサイドフェスティバルは、令和5年度の開催初年度からこれまでに3回開催し、毎年多くの来場者でにぎわい、出展事業者にも人気のイベントとなっております。本年度は4回目となることから、さらなる磨きをかけて本町の活性化やPRを図ってまいります。

また、このイベントに関連し、いざ大災害が発生したときの備えとして、暮らしの中の防災対策にアウトドアの知識を生かすことにもつなげていきたいと考えております。

さらに、本町における農家民泊事業は、着地型観光へのニーズに対応していることから、昨年度に引き続き、株式会社おおすすめ観光みらい会議と連携を図りながら、ツーリズム協議会の会員による県内外からの教育旅行の受入れを支援し、着地型旅行の受入れを推進してまいります。

次に、ふるさと納税につきましては、歳入確保の重要項目として位置づけております。また、官民連携により返礼品の充実を図り、単に寄附額を増やすだけでなく、町の特産品PRの機会と捉え、引き続き実施してまいります。

次に、他自治体との交流も図ってまいります。国内においては、本町と島根県江津市との間で締結された自治体間連携協定に基づき、様々な分野での交流事業等を進めてまいります。

国際的には、台湾屏東県九如郷との間で締結された友好交流協定書に基づき、親善交流や多分野での交流事業等を目指してまいります。

次に、農業の振興につきましては、農業者の高齢化や後継者不足に加え、世界的規模で不安定な情勢が続く中、生産資材の価格が高止まりしており、経営に大きな影響を与えている状況です。このような農業者の不安を払拭するため、経済的な負担を軽減することが重要だと考えております。そのため、令和6年度より農林漁業振興支援補助金の拡充を図ってまいりましたが、令和8年度においても引き続き各種支援事業に取り組むとともに、新たな販路拡大や新品目を模索するなど農業振興に努めてまいります。

また、農業者の減少等により耕作放棄地が拡大しないよう農地の集約化等に向けた取組を加速化することが喫緊の課題であります。10年後の農地の在り方について地域計画における協議を進める中、農地の有効利用や集約の実現に向けた取組を地域の皆様とともに推進してまいります。

施設園芸のピーマン、キュウリにつきましては、気候変動による品不足により安定した価格での取引が続いていますが、設備投資及び資材価格の高騰が経営を圧迫している状況にあります。まずは、生産性の向上を図るため、ハウス内環境制御技術の積極的な導入・普及を図ります。また、施設園芸産地の維持拡大を図るためには、新規就農者の確保が重要なことから、新規参入者等、安心して研修できる環境の仕組みづくりを関係機関と連携し推進してまいります。

さらに、町といたしましても生産コスト削減に向けた化学肥料低減のため、町堆肥センターの有効活用も含め、様々な施策を組み合わせながら経営安定に資するよう取り組んでまいります。

畜産につきましても同様に、全国的な飼養頭数の減少により子牛価格は上昇傾向にあります。資材価格の高騰により厳しい経営を強いられております。畜産農家への支援策としては、肉用繁殖雌牛淘汰更新事業を継続するとともに、令和8年度も引き続き肥育牛、育成牛、乳牛、養豚の各畜産農家にも同等の支援策を実施してまいります。

また、令和9年度に北海道で開催される第13回全国和牛能力共進会に向けた対策を講じ、町支援事業による候補牛の導入・保留に取り組むとともに、飼養管理等においても各関係機関との連携を図りながら1頭でも多く出品できるように努めます。今後、経営の規模拡大や経営者の高齢化が進む中、飼料生産作業の分業化を進めるべく、コントラクター組織の設立に向けた検討を進めてまいります。

水田営農につきましては、米の品質向上のため水稻航空防除事業を継続して実施いたしますが、有人ヘリによる空散の実施ができない状況にあるため、昨年度同様、無人ヘリによる防除体制を実施するとともに、令和10年度までにイクヒカリよりも高温耐性のある品種へ作付転換を行うに当たり、関係機関との連携を図りながら収量及び食味について調査を行ってまいります。

水田活用の直接支払交付金については、国の制度見直しを注視し、食糧米の安定確保に取り組んでまいります。

また、水不足が一部で発生している中、垂れ流し防止策の注意喚起に努め、貴重な水資源の有効活用に取り組んでまいります。

露地野菜の振興につきましては、平成30年産から発生していたサツマイモの基腐病が抵抗性品種の導入などにより抑えられてきましたが、昨年度、害虫被害が一部で発生したため、対策を講じております。また、畑作における大根、キャベツ、ニンジン、ゴボウなどは、農業法人を中心に農地の集積・拡大が進み、目標に達してきております。今後、水田を活用した高収益作物の選定や栽培についても検討を重ね、収益力向上に努めてまいりたいと考えております。

保安林保護につきましては、松くい虫の特別防除を引き続き実施するとともに、鳥

## 会 議 の 経 過

獣被害対策においては、東串良町鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策協議会や令和2年度に発足した住民参加による鳥獣ハンターとともに連携を図りながら、農作物等への被害防止・軽減に努めてまいります。

水産業につきましては、つくり育てる漁業の取組といたしましてヒラメ・マダイの放流を引き続き支援し、海産物資源の確保に努めてまいります。

波見港周辺に放置されている船舶等につきましては、関係機関と連携を密にし、継続的に放置艇の解消を図れるよう指導を行ってまいります。

今後、地域計画を柱に国・県の事業等を活用した将来性のある第一次産業に携わる農業者・漁業者の経営維持や個人・企業等の新規参入促進のための支援を図りながら、農業・漁業のさらなる発展に努めてまいります。

次に、土地改良事業の推進につきましては、農業経営基盤強化促進法の改正により法定化された地域計画に基づき、農地中間管理機構等を利用した農地の貸し借りを推進することにより、担い手への農地の集積・集約化を促進し、水田の大区画化・汎用化等の農地整備や農業水利施設・農道・用排水路を整備し、農地利用の最適化に取り組んでまいります。

農道整備につきましては、農地耕作条件改善事業等を活用し、計画的に整備を進めてまいります。

基盤整備につきましては、現在、工事を実施している経営体育成基盤整備事業岩弘地区の圃場整備を計画的に進め、本年度は面工事を13.5ヘクタール計画しております。農地集積や道路の拡幅、用水のパイプライン化により農作業の効率化・農業生産性の向上を図ります。

また、川東地区の圃場整備事業につきましては、県による実施計画策定が予定され、事業採択・工事着手に向けて推進してまいります。

議 長（田之畑）

ここで、途中ですけれども、暫時休憩します。

休 憩 午前10時07分

— ◆ —

再 開 午前10時15分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

施政方針を続けます。

町長。

町 長（宮 原）

次に、土木事業の推進につきましては、国・県の財政事情等、引き続き非常に厳しい現状ではありますが、地域指定等による有利な財源確保に努め、住民の皆様方の要

望等にも十分配慮しながら計画的に進めてまいります。

まず、国管轄の国道・河川に関しましては、国土交通省大隅河川国道事務所と協力連携を図りながら計画的改修を推進いたします。

県管轄道路の国道448号の道路整備につきましては、令和3年度から事業化され、地域の交通の安全確保、また活性化を図るため、今後も早期完工に向け、引き続き県へ要望してまいります。

また、東九州自動車道の野方インターへのアクセス道路としての県道黒石串良線の整備促進につきましても、大崎町とも連携をしながら早期整備を継続して県に要望し、地域経済の活性化につながるよう努力いたします。

町道改修につきましては、豊栄馬越線等の改良工事を実施し、安全で円滑な通行を確保する道路整備を進めてまいります。

また、東串良町橋梁長寿命化修繕計画に基づき、計画的に橋梁の長寿命化へ取り組みます。

県管轄の河川関係につきましては、塩入川改修を進めておりますが、堤防工事が計画的に進むよう、事業早期完工に向け、引き続き県へ強く要望してまいります。

次に、公営住宅関係につきましては、東串良町公営住宅等長寿命化計画に基づき、松原団地の浴室改修や給水設備の設置を実施し、住宅の長寿命化・住環境の向上を図り、熊之馬場団地の建設、下之馬場団地の解体を実施し、老朽化した住宅の更新を進めてまいります。

次に、水道事業につきましては、安全で安心な水を安定的に供給できる事業運営を行い、本町水道事業を次世代へ確実に引き継いでいくために必要な財源の確保に努めてまいります。そのため、公営企業の基本原則を堅持しつつ、経営の効率化を図り、運営基盤の強化と水道サービスの向上に引き続き取り組んでまいります。

また、東串良町新水道ビジョン及び水質検査計画に基づき、水道施設の計画的な改良・更新を進め、安定給水の確保と水質保全に努めてまいります。

次に、福祉行政でございますが、町民の方々が健康で安心して暮らせる環境づくりを推進し、保健・福祉サービスの充実に努めてまいります。

高齢者福祉対策につきましては、高齢者地域支え合いグループポイント事業等により、元気で生きがいの持てる環境づくりなど、地域で高齢者が安心して暮らせる体制づくりに努めてまいります。

また、高齢者福祉センターは、令和7年度からの地域包括支援センター事務所移転に伴い、施設の管理等を東串良町社会福祉協議会へ管理委託しております。引き続き、施設の適切な維持管理に努めながら、高齢者の閉じ籠もり防止、認知症予防、健康維持増進のための憩いの場として、活用を図ってまいります。

さらに、高齢者支援事業につきましては、今後における長寿命化等を見据えるとともに、近隣市町の給付状況を踏まえ、敬老祝い金給付事業の一部を変更し、継続して実施できる体制を整えます。また、町の単独事業として実施している紙おむつ給付事業、介護者福祉手当支給事業を継続することで、介護者の負担軽減も図ってまいります。

障がい者福祉対策につきましては、障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、関係機関との連携を図りながら、必要な支援体制の充実に努めてまいります。令和8年度は、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定を行い、地域の実情やニーズを踏まえた切れ目のない支援を目指してまいります。

児童福祉対策につきましては、東串良町こども計画に基づき、安心して出産・子育てができる環境整備を図るため、妊娠の届出時から妊婦・子育て世帯に寄り添い、必要な支援を実施するなどの妊婦等包括相談支援及び妊婦のための支援給付事業を実施し、さらに、出生祝い金を支給する赤ちゃんすこやか支援事業や副食費等の補助の継続により、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、出生率の向上にも寄与できるよう努めてまいります。

また、子育て世代包括支援センターでは、母子健康手帳交付から18歳まで必要な支援を継続的に実施し、妊産婦・新生児訪問事業や乳児全戸訪問事業、子育て相談などと併せ、子育てサポートの充実に努めてまいります。

保育事業につきましては、保育を必要とする全ての家庭が利用できる体制づくりのため、本年度より乳児等通園支援事業が事業化され、これまで以上にスムーズな家庭から保育への移行が可能となりました。また、保育所並びに放課後児童クラブでの待機児童が生じることのないよう関係機関と連携して取り組んでまいります。

生活困窮者支援対策につきましては、大隅くらし・しごとサポートセンターや社会福祉協議会、民生委員などと連携し、包括的な支援に努めてまいります。

保健衛生事業につきましては、各種がん検診をはじめ、特定健診及び特定保健指導などを推進し、生活習慣病の発症予防・重症化予防に積極的に取り組みながら、町民一人一人が主体的に健康管理ができるよう保健事業等の充実に努めてまいります。

また、乳幼児から高校3年生までの医療費の全額助成については、引き続き世帯の課税状況に関わりなく現物給付化することで、経済的負担の軽減・受診しやすい環境づくりに努め、子育て世代のサポートや子供たちの病気の早期受診による重症化予防に取り組んでまいります。

さらに、妊産婦の定期健診や不妊治療への助成に加え、出産後の心身の安定及び育児不安の軽減を図るため、産後ケア事業や親子健康相談を継続して実施いたします。また、乳幼児健康診査及び保健指導を通じて、子供の発育・発達の状況に応じた早期支援を行い、子供の健やかな成長を支援してまいります。

予防接種助成事業につきましては、令和8年度より妊娠28週から36週の間の妊婦に対するRSウイルスワクチンが定期接種化されます。このワクチンの接種により、RSウイルス感染症が重症化しやすい生後6か月未満の新生児から乳児の健康リスクの軽減を図ってまいります。

また、重篤な健康リスクをもたらす可能性がある帯状疱疹に対して、令和8年度に、満65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の高齢者を対象に定期接種を行います。発症の可能性が高まる満50歳以上の方で、帯状疱疹定期接種の対象者以外の方への助成も任意接種として継続して行い、接種費用に係る経済的負担を軽減し、接種しやすい環境づくりに努めてまいります。

他の予防接種助成事業につきましても、必要性の周知啓発に努め、接種率の向上を図り、疾病の予防、蔓延防止、重症化予防に努めてまいります。

国民健康保険事業につきましては、令和7年度に、国保加入者の負担を軽減するため、国民健康保険税の見直しを行い、税率の引下げ等を行いました。また、国民健康保険加入者の高齢化や若年層の人口減少という構造上の問題から、今後も厳しい財政運営が続いて行くものと予想しておりますが、引き続き、医療費適正化対策事業、重複服薬者等対策事業、特定健康診査事業、特定保健指導事業、国民健康保険税徴収率向上対策事業を着実に進め、高齢化の進展に伴う急激な医療費の伸びを少しでも適正化できるよう取り組んでまいります。

後期高齢者医療制度につきましては、運営主体である鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携し、保険料の収納や窓口業務の対応を行い、制度の円滑な運営に努めてまいります。

また、引き続き、高齢者の保健事業と介護予防の一体的事業を実施し、高齢者の健康管理についても切れ目なく継続的に取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、適切なサービスの提供に努め、高齢者が住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおります。

その中核を担う地域包括支援センターにつきましては、令和7年度から専門的な知識やノウハウ、柔軟な発想と行動力をもって地域のニーズに適した支援を提供できる民間事業者へ業務を委託し、よりよい住民サービスの提供が行えるよう努めてまいります。

次に、戸籍関係につきましては、氏名の振り仮名及び旧氏・旧氏の振り仮名が記載事項となり戸籍、戸籍附票の各システム整備、改修を行うことや、マイナポータル手続により、転入・転出・転居等のワンストップ化を向上するよう努めてまいります。

国民年金事業につきましては、窓口や電話等による住民からの年金相談に対し、鹿屋年金事務所と連携し、随時対応いたします。

生活環境対策につきましては、液状廃棄物である生活排水対策として住宅に小型合併浄化槽を設置する住民に対し補助を行います。また、単独槽やくみ取り槽から合併槽への転換については、撤去費用と宅内の配管工事費に補助を行います。また、町内に事業所がある施工業者を利用される方については、町単独による加算も行います。

固形廃棄物の対策につきましては、東串良町衛生自治団体連合会と連携し、家庭ごみの分別によるリサイクルの推進に努め、排出量を縮減するとともに住民生活の向上を図ります。

また、不法投棄対策として、東串良町衛生自治団体連合会の役員を中心とした巡回パトロールを行うことで、地域とともに防止の機運を醸成してまいります。

さらに、海岸漂着物等地域対策推進事業を実施し、ごみの除去作業を行い、柏原海岸の環境美化に努めてまいります。

次に、教育の振興でございますが、誰もが幸せや豊かさを感じられる地域や社会を目指して夢や希望を実現し、ともに未来をつくる東串良の人づくりに努めてまいりま

す。

本町の教育施策の方向性として、お互いの人格を尊重し、豊かな心と健やかな体を育む教育の推進、未来の社会のつくり手となる資質・能力を伸ばし社会で自立する力を育む教育の推進、信頼され地域とともにある学校づくりの推進、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進に取り組んでまいります。

不登校対策といたしましては、これまで同様に中学校に設置している中学校校内教育支援センター等を活用し、子供の居場所の確保に努めるとともに学校全体で魅力ある学校づくりに取り組むことで不登校の未然防止を充実させてまいります。また、児童生徒の学力向上対策の一環として、各学校においては、授業がよく分かる、授業に主体的に取り組んでいると児童生徒一人一人が実感できる学習者主体の授業の実現に向け、授業改善に取り組んでいきます。そして、昨年度からの継続事業として東串良町公営塾を開設します。地域おこし協力隊の運営の下、小学生を対象とした平日の放課後自習塾や中学3年生を対象とした高校入試対策等を行ってまいります。また、学校における子供の安心安全を図るため、登下校時の巡回パトロール、3校合同の防災訓練や小中一貫教育の充実に取り組んでまいります。

施設整備につきましては、中学校校舎の大規模改修工事を実施し、安心安全に学校生活が過ごせられるように補修等を行ってまいります。

I C Tの活用については、教職員の研修等の充実を図り、さらに電子黒板等を活用しながら授業力向上に努めてまいります。また、児童生徒のタブレットの持ち帰りを促進するとともに、様々なソフトやアプリを利用した、さらなる学力向上に努めてまいります。

学校給食事業につきましては、学校給食衛生管理基準に基づいた新しい学校給食センターが令和7年8月に完成したことから、これまで以上に徹底した衛生管理に努めてまいります。また、学校給食における地産地消の推進を関係各所と協議し、地元産の農産物の活用を模索しつつ、バランスの取れた献立を工夫するとともに、調理業務委託業者と連携しながら、おいしく安全な学校給食を提供できるよう取り組んでまいります。

また、子育てのしやすい教育環境整備の一助として、給食費補助事業を継続してまいります。小学校の給食費につきましては、国による、いわゆる学校給食費無償化の動向を踏まえながら、これまで実施してきた子育て世代の経済的負担軽減に努めるとともに、国の制度内容に応じて適切に対応してまいります。

なお、当初予算におきましては、国において無償化が閣議決定された場合に備え、本町が負担することとなる差額分について、所要の予算を計上しているところでございます。

中学校につきましては、引き続き、保護者負担を月額1,000円とし、さらに小中学校の新入学1年生に対し、入学助成金3万円を支援してまいります。

社会教育につきましては、東串良町教育振興基本計画に基づき、地域全体で子供を守り育てる環境づくりの推進、生涯を通じて学び活躍できる環境づくりとスポーツ・文化の振興に取り組んでまいります。

地域ぐるみでの子供の育成を目的に、多くの地域住民や多様な団体等が連携・協働する地域学校協働活動と学校運営協議会を設置したコミュニティ・スクールを両輪として、地域ぐるみで子供の育成に取り組むことで、子供の成長を軸にしつつ、学校を核とした地域づくりを推進し、地域社会の自立と活性化を図ってまいります。

また、地域社会に蓄積された知恵を生かし、学校・家庭・地域が一体となった青少年の健全育成を推進します。子ども会の活性化、インリーダー研修、江津市との青少年交流事業の導入を通して、郷土に誇りを持ち、心身ともにたくましい子供の育成を図るとともに、地域での活動の中核となる中学生・高校生及び青年層のリーダー育成に努めてまいります。

家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の充実、家庭教育支援者の養成、魅力ある子育て講座の開設、PTA活動の充実に取り組むとともに、家庭における読書習慣の定着や子供の健やかな成長を支える睡眠の重要性についての理解促進に努めてまいります。

文化芸術活動の促進につきましては、身近な場所で多様な文化芸術を鑑賞し、体験できる環境づくりと優れた文化芸術活動に参加できる機会の拡充を図ります。

文化財の保存・活用につきましては、引き続き唐仁古墳群の景観保持に努めるとともに保存・活用を中心に推進してまいります。また、町制施行100周年発行を目指して東串良町郷土史の編さんを進めてまいります。さらに、町内文化財探訪などを通して、文化財の普及活動にも努めてまいります。

社会体育につきましては、生涯スポーツの推進としてスポーツ推進委員の資質向上を図るとともに指導体制を整備し、スポーツ協会との連携を図りながら各種スポーツ大会の開催やスポーツ・レクリエーション団体等の育成・充実を図ります。

また、各競技団体や関係機関との連携を図りながらスポーツ指導者の養成と資質・指導力の向上を図ります。

さらに、個別施設計画に基づき町民運動場や総合体育館などのスポーツ施設の整備・充実を図るとともに施設の活用を促進してまいります。

以上、令和8年度の町政を進めるに当たり、主要な事業等について申し述べました。

各施策の執行につきましては、財源の確保に努めながら、費用対効果を重視し、適正かつ有効な住民サービスを提供したいと考えております。

私の信条は、「笑顔あふれるまちづくり」です。町民主体の活力に満ちた町政を推進し、東串良町のさらなる発展のために精いっぱい努力していく所存です。

議員各位並びに町民の皆様方におかれましては、今後とも御理解と御力添えを賜りますようお願い申し上げます、令和8年度の施政方針といたします。

御清聴ありがとうございました。

続きまして、令和8年度当初予算について御説明いたします。

議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73億5,600万円とし、対前年度比で1.17%の減となっております。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

## 会 議 の 経 過

次に、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」によるところでございます。

また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4億5,000万円と定めたところでございます。

最後に、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第4条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第12号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10億7,572万9,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第13号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,700万円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。

次に、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5,000万円と定めたところでございます。

また、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算の第3条によるところでございます。よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号 令和8年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,130万2,000円といたしました。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるところでございます。よろしくお願いいたします。

最後に、議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量は、本予算第2条によるところでございます。

次に、収益的収入及び支出の予定額は、本予算第3条によるところでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額は、本予算第4条によるところでございます。

次に、一時借入金の限度額は5,000万円と定めたところでございます。

## 会 議 の 経 過

次に、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、本予算第6条によるところでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、本予算第7条によるところでございます。

また、水道事業に助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は2,096万9,000円と定めたところでございます。

最後に、棚卸資産の購入限度額は1,000万円と定めたところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、3月13日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時45分

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~  
◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
7番 前田 隆議員。  
7番 前田議員。

7 番（前 田）

皆さん、おはようございます。

1年ぶりに一般質問したところ、トップバターを引いてしまいました。一番尻でよかったですけど、今日はよろしくお願いします。

まず、質問に入る前に、今、テレビや新聞等で物すごく話題になってますよ、あるところの畜産農家が。それで、子牛の価格に影響しないのかなと心配してます。昨日も二、三人のところに電話をしてみました。そしたら、前田さん、いけんなところと。牛の子は下がらせんどかいなというようなのがほとんどだったので、今度の来年の北海道全共でもう一回ぜひ日本一を取って、鹿児島和牛の名を高めたいと思いますので、その点で今日は質問をさせていただきます。

まず1番目に、第13回全国和牛能力共進会について、1頭でも多く出品できるよう努めるとあるが、どのような対策をされたのかというのでちょっと聞きたいと思います。

共進会に、ちょうど1年前、去年の3月のこの議会で同じことを質問をしています。それで二、三要望もしておきましたので、これについてどのような対策をされているのか、ちょっと町長の意見を伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。  
お答えします。

全共対策についての御質問でございますが、その前にどんな出品区があり、本県の

## 会 議 の 経 過

割当て頭数が何頭になっているのかを御説明申し上げます。

第1区若雄に2頭、第2区若雌の1に2頭、第3区若雌の2に2頭、第4区繁殖雌牛群に3頭1組、第5区高等登録牛群に母・娘・孫の3頭1組、第6区総合評価群の種牛群に4頭1組と肉用牛群に3頭1組、第7区脂肪の質評価群に肉牛3頭1組、第8区去勢肥育牛に2頭、特別区として高校、農業大学校に1頭、計9出品区に25頭が出品されます。

この中で、第1区、第6区の肉牛群、7区、8区、特別区の11頭については、種雄牛または肥育牛が対象となり、本町からの出品はないものと考えておりますので、残り出品区の14頭が対象となります。全共対策については、第6区総合評価群区の種牛群候補となる子牛が昨年8月下旬より生まれてきております。

今後、候補種雄牛として選ばれている益華明、金華光、華勝栄の3頭について、前回、鹿児島全共同様の産子確認と育成指導を行ってまいります。

また、第6区から第8区の肉牛については、こちらも昨年8月下旬より子牛が生まれてきておりますので、本町でも2頭の候補牛が生まれ、全共推進協議会を中心に巡回指導及び選定が行われました。

去る3月10日に、第13回全国和牛能力共進会第3次調査会が肝属中央家畜市場で開催され、本町より1頭を出品いたしました。全共推進協議会を中心に今後も県内各地で調査が行われ、4月30日に開催されますあっせん会への出品牛が選定されます。

第4区繁殖雌牛群及び第5区高等登録群については、今後巡回指導の中で候補牛の調査、選定を行ってまいります。

なお、第2区、3区の対象となる若雌4頭と第6区総合評価群4頭については、条件に適合する子牛が令和8年5月から令和9年3月までの期間に子牛競り市に出場してきます。鹿児島全共の際にも実施した町単独の導入保留支援対策について今後検討させていただきます。

関係機関団体の指導の下、生産者と指導者が一丸となって本町からより1頭でも多く出品できるように取り組んでまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

ただいま町長から、前回と同じような回答がありましたけど、さっき言われた第6区の3月10日の予選会、これに1頭出品されたと言われましたが、4月30日のあっせん会の1頭は出品されるんですか。予選会で1頭出品されて、それが4月30日のあっせん会には出品されるのかされないのか、その辺教えてください。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

第3次選考会につきましては、今肝属管内32頭という形で選考されております。県の全体では、72頭出品しまして、その中から選ばれた8頭が全共のほうに出品することになるところだと思います。

ただいまの御質問で、今回の32頭のうち本町の1頭が4月10日選考されるかというところにつきまして、ただいま県の推進協であり、農協がそこをリストアップをこれから選考するという形になりますので、今の段階では、そこは選ばれるかどうかにつきましては、不明なところでございますので、今後そこをまた注視していきたいなと考えているところでございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

あっせん会には、まだ今から選定されるわけという、今の説明だったですよ。鹿児島全共では、日本一になった牛は東串良で生まれた牛です。雪山の泊幸男さんというところに生まれて、それが串良の牛の中山さんが購入されて、あれが日本一になったわけです。だから去年の3月にも言ったような気もするんですけど、ここでただ我がまちに2頭だけ授精をしたと。ここら辺が問題じゃないかなと言って、6月議会で質問するつもりだったんですけど、ちょっと体調不良でできなかったものですから、せめてここら辺で10頭ぐらい、予選会で五、六頭出て、宮城全共もそうです、東串良から五、六頭、あっせん会に出ています。8頭の中ですね。だからそれぐらいしてほしかったなと。それが希望だったんですけど、なかなかそれが実施されずに、たった1頭、それがあっせん会、あっせん会というのは競りです。ほとんど100万円、九十五、六万円です。だから農家のためにも物すごくなるんですよ。今は、今日の新聞を見れば、去勢の平均が九十二、三万円、雌が80万円ぐらいになってますけど、安いときでも九十五、六万円、100万円近くを購買者が買っているわけだから、本当はここら辺でこのあっせん会に、せめて東串良から仕事を、東串良の人は頑張っているなというような、今まではそういうイメージがあったんですよ。ここは畜産王国だと言われてね。前も言ったように全共に12回のうちの7回ほど我がまちは出品しているわけですから、今度は13回ですよ。今度北海道全共、来年の8月26日から30日まで開かれますけど、それに出品できるかできないか、なかなか微妙なところだと思うんですけど、これはちょっと残念な気がします。

それでは、次に、今後は第6区の今町長が言われた、益華光、益華明、華勝栄、この3頭の種牛がおととしから去年にかけて授精をして、今年の3月26日が最終分娩です。これで生まれた、期限内に生まれた牛でないと出品の資格はありません。だか

らこの条件に適合する子牛が令和8年5月から令和9年3月までの期間に子牛せり市に出品しますので、導入、保留を進めていきたいと考えておりますという、去年の3月の町長の答弁なんですよ。

それで今、我がまちで雌が何頭ぐらい、去勢は駄目ですけど、雌が何頭ぐらい生まれて、それで技術員が見れば分かると思いますよね。ああ、この牛はよか牛だなと。これは全共候補にならんとかいと。それを競りにかければ、前も言ったんですけど、我がまちで生まれた牛でないと交配ができないんですよ。金の問題じゃないと。鹿児島全共のときも、町長にお願いして、1頭20万円ずつの補助をもらって、競りに参加したんですけど、行ったのはうちが買った1頭だけだったですよ。なかなか他町村の牛も、他町村は他町村で各町村でいい牛はちゃんとリストアップして、この牛は絶対に売るなど。本人にしてくれと。それで地元の農家にあっせんをしたり、本人が全共候補として出したりしているわけですから、幾ら競りで高く、鹿児島全共のとき何頭だったかな、4頭か5頭ぐらい競り切ったんですけど、全部本人なんですよ。だから我がまちで生まれて、うちが買ったのもここで生まれて、それでうちがやってもらったんですけど、我がまちで生まれてないと、なかなか全国の候補牛というのは難しいんですよ。だから授精期間中にもっとたくさんの牛に授精をお願いして、それでその中から、仮に10頭の中から2頭選ぶのと、20頭の中から2頭選ぶ、5頭選ぶ、4頭選ぶとかが多くつけていけば選定しやすいわけですよ。それが欲しかったんですけど。

先ほどの質問で、この3頭の種牛の中で雌がどれぐらいこの期間内に生まれているのか、候補牛としてどれだけ産まれているのか、その辺をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

先ほどの交配対象の指導のところの補足も冒頭させていただきますが、前々回の宮城全共におきましては、第4区系統雌牛群区において、町内で使用されている中原系統の雌牛がリストアップできるなど、的を絞れたことから各農家巡回による交配指導が可能でございました。しかし、この系統雌牛群区については、前回の鹿児島全共からも出品区分がなくなったということで、ここは全営農指導員にも確認しましたら、前回の鹿児島全共においては、農協役場で即座の交配指導は行わず、対象となる安亀忠、華忠良、諒太郎の3牛が生まれてからの指導であったというところでございます。

今回の6区、8区の町内肉牛区の交配対象雌牛につきましては、121頭、母牛頭数が2、283頭ございますが、そのうち人工授精が3頭、受精卵移植が5頭対象牛がいたところから、そこが先ほど申し上げましたが、県推進協のほうからリストアップされてということで、現在町内から1頭出品をしているというような状況でございます。

## 会 議 の 経 過

こちらの全共対策につきましては、第2区の若雌の1の2頭と、第3区若雌の2の2頭、あと第6区総合評価群種牛群の4頭1組につきましては、先ほど町長からも答弁ございましたが、導入保留の事業を今後検討していくというところでございます。本格的な取組につきましては、令和8年度からという形になりますが、先ほど町長からもございましたが、鹿児島県全共と同様関係機関と連携を図って万全な準備対策を図りまして、北海道全共に向けて1頭でも多くできるように技術員力を合わせて頑張っていきたいと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。以上でございます。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）  
詳しく教えてください。うちが言ったのは、この3頭の種牛ですね。3頭の種牛の子牛の授精期間が決まっておったわけですよ。それで今月の26日で分娩が全部終わるわけですよ。それで農協を調べれば分娩届が出ているはずですよ。その中で、この対象となる雌牛が何頭ぐらい我がまちにいるのか、そこが欲しいんですよ。雌ですよ、去勢は駄目ですから。そこは調べていますか、調べてないですか。

議 長（田之畑）  
農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

第6区総合評価群種牛群4頭1組の対象牛が町内で何頭生まれているかというのは、ちょっと今現在では、私のほうでは理解しておりませんので、そこをちょっとまた農協なりに確認しまして、数字等が分かれば、また御報告をさせていただきたいと思っております。

議 長（田之畑）  
7番 前田議員。

7 番（前 田）  
牛が分娩して1週間以内に農協に分娩届を出すようになっています。だからもうほとんど、99%分娩届が出ていると思います。調べようと思えば簡単ですよ。農協に行って、1日も2日もかかる仕事ではないです。1時間もあれば十分だと思います。分娩届出がどここの牛にちゃんと授精をした時点で、郡地区連に報告をするわけです。何月何日、何の牛に何の種牛の種つけをしましたよと。それも1か月以内にちゃんと報告するようになっています。これは法律で決まっています。だから調べようと思えばすぐ調べられるんですよ。だから恐らく調べてあるだろうなと思って質問し

## 会 議 の 経 過

たんですけど、調べてないというわけですね。調べてないなら仕方がないかな。ちゃんとそこは確認をして調べてみてください。

第5区高等登録群、3頭1組、親、娘、孫の3頭1組ですね。これは我が鹿児島全共では、曾於郡の宮園春雄さんだったかな、あの方が1人で3頭、親、子、孫で出品されましたよね。それでこれは町外でもいいそうです。郡内一円であれば、曾於郡は駄目ですけど。肝属郡内であれば、仮に母が東串良、子は串良、孫は根占に行つたと。この3頭でもいいそうです。だからこれを、前もそう言ったんですけど、これをぜひ1組か2組か選定して、親牛は分かっているわけですよ、東串良にいる親牛は優秀な親牛がたくさんいます。その中から、子供はどこに行つた。ちゃんと今はトレーサがありますから、10桁耳標がありますから、必ず分かります。何分もせんうちに分かります。だからそれを調べて、ぜひ高等登録群、14か月以上、この3頭1組を、1組でも2組でも3組でも多く品評会に出品して、それで全共に向けてしてもらいたいと思います。

それと第6区の総合評価群、さっき言った3頭の種牛ですね。これもぜひ、今度ぼちぼち競りが始まって競りに出てきます。それを町内の農家に高齢者の方がほとんどこの品評会に、専門と言ったらちょっとおかしいんですけど、好きな方々がいっぱいいらっしゃって、それに神経をとがらせていた人が今まではいっぱいいらっしゃいましたけれども、今はそういう方が亡くなられたり、廃業されたりして、なかなか若い連中ではちょっと難しいような気がします。毎日農協役場の技術員の方には申し訳ないんですけど、毎朝5時に来て、引き運動1時間して、それから水洗いをして、それから餌も何キロ、何を何キロ、ちゃんと決まって、水も時間を決めて、リッターも決めて、20リッターなら20リッター、30リッターなら30リッター、それ以上は飲ません。それで時間も決めて、朝10時と昼の3時と、時間ははっきりしませんけど、それだけするわけです。だからなかなか若い連中には無理なような気がします。だけど、北海道全共は、ぜひまた日本一になってもらわないといけないから、そういうことは言ってもらえません。まず農家を選定して、何月何日、何番の牛が東串良の牛が出るよとって、町外の牛はほとんど100%駄目です。買えません、いい牛は。だからそこら辺を技術員が今のところ3人もいるわけですよ。だからこの方々を利用と言ったら、おかしいんですけど、お願いして、農家を選定して、牛も選定して購入するような動きにしてもらえればありがたいかなと思います。課長どうですか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

先ほどの高等大学登録群、母・娘・孫の3頭1組につきましては、これから条件等が示されまして、また資格を取ったりという形でございますので、第6の種牛群につきましても、そこを技術員連携を図って、いい牛がいたら測尺をするなど掘り起こしにも、競り市前巡回等では努めているところでございますが、そこをただいま御指摘

## 会 議 の 経 過

いただきましたとおり、そこをもうちょっと連携を図って、1頭でもできるように事前対策を万全にするように取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

何回も言うようですが、我がまちで、これから先、北海道全共に向けて出品をするとなれば、第5区とこの第6区しかないと思いますよ。1区から4区まではちょっと無理だと思います。だからこの5区、6区、これを重点的にして、今までも5区、6区でほとんど出品されてますよね。鹿児島全共もそうだし、宮城全共もこの6区で東串良から4頭1組で出ているわけです。それで農林大臣賞を取ったわけですよね。この5区、6区に力を入れて、ぜひ北海道全共に向けて頑張ってもらいたいと思います。

それでは、次に、優良雌牛促進資金貸付事業について、町内の畜産農家が対象だが、町外在住の町内で畜産を営む農家も対象にならないか尋ねると通告しましたが、なぜかという、我が集落にも話を聞いてみれば、昨日も串良に行ってちょっと話をしてみたら、本人は、串良は鹿屋市ですから関係ないけど、鹿屋に住んでいるんですね。それで串良で40頭ぐらいされています。それでお父さん、お母さんが亡くなられて、それで仕事を辞めて、後を継ごうかなど。今後も岩弘の石原さんの牛を百三十何万円、その方は買われました。育成牛を最高でした。その人は鹿屋だからできますけど、鹿屋に住んで、それで今串良にかけてきます。東串良の場合は、ほかのところに、串良に住んで、住所は串良にあります。でもじいさん、ばあさんは東串良にいます。じいさん、ばあさんがもう辞めて、農機具もあるわけです。畑もあるわけ、田んぼもあるわけです。牛もいます。それを今は全部機械から何もかも売って、もうしないと言うわけですね。そういう方に優良雌牛促進資金貸付事業が対象にならないのか。何でかという、これだけ畜産農家が辞めていけば、やがてはいなくなる。そういう状態になるのではないかと。今養鶏もそうでしょう、養豚もそうでしょう。ほとんど東串良にはありませんよね、養鶏はないですよ。有留さんが1軒はありますけど。養豚も何軒。肉牛もね、町長、そうでしょう。今はたった4軒、三、四十軒あったのが今は4軒になっています。もう恐らく10年、うちらが亡くなった後でしょうけれども、20年後には、東串良から黒毛和牛がなくなるんじゃないかなという危惧もしています。だからこういう事業をしてそういう農家にもチャンスを与えてもらえないかというので、今回こういう質問をさせていただきました。

議 長（田之畑）

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

東串良町優良雌牛促進資金貸付金につきましては、肉用牛繁殖雌牛及び乳用雌牛の維持増頭と安定向上のため、資金を無利子で貸し付けし、農家の経営安定に資することを目的としております。

貸付対象者の要件といたしましては、町内に住所を有する健全な飼育管理ができる者で、和牛振興会及び酪農振興会の会員、または同一世帯で東串良町農林技術員連絡協議会で推薦する者を対象としており、雌牛1頭当たりの貸付限度額を50万円以内とし、1世帯当たりの貸付等数は年3頭までとさせていただきます。

現行制度におきましては、属人主義ということで、牛舎が町内にあっても、住所がない町外居住者の方については、貸付対象外とさせていただきます。

議員お尋ねの町外の農家も対象にならないのかの質問でございますが、町内の肉用牛繁殖農家数については、10年前の約160戸から現在では85戸と減少率も大きく、維持可能な畜産経営の実現、産地の維持拡大を図る上でも、危機的な状況だと認識しております。畜産経営の開始に当たっては、多額の設備投資が必要なため、新規就農者の参入もなく、後継者代理が実情でございます。

このような中、様々な事業により、町外居住の後継者も見受けられる状況でございます。今後、畜産振興の維持発展、地域計画における農地の在り方、また、近隣市町の制度の運用状況等も踏まえ、関係団体でございます町和牛振興会及び酪農振興会とも協議の上、十分に前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

ただいま町長の答弁を聞いて安心しました。ぜひこれを緩和してもらいたいと思えます。でないと、さっき言ったように恐らく畜産農家は、これからは減っていく一方ですから、こういうのを利用して、うちらも鹿屋に住んでいれば、じいさんが我が家でおっで、じいさんの後を継がんやと。東串良町が1頭50万円ずつ、3頭だけは無利子で貸せるから、それを借りて頭数を増やさんかというような勧めもできますので、ぜひこれは実現していただきたいと思えます。

これで私の質問を終わります。

議 長 (田之畑)

次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

今回、一般質問は、1点だけ取り上げました。

国の制度である特別障害者手当の問題であります。

これは、国の制度でありますから、町としては、別に本町が一定程度何か負担せな  
いかんということではありませんけれども、実際上は、この市町村の福祉関係の窓口  
がこの取扱いをしておると。取次ぎなどもやっておるといような状況のようです。  
実は、私の党である日本共産党の機関誌の赤旗という新聞があるんですが、日曜版に  
ちよくちよくこの特報ということで、時々暮らしに関わる様々な制度について解説  
をする機会がございます。先週の2月22日号に月3万円受け取れるという特別障害  
者手当の制度がお役立ち特報というページがあるんですが、見開きのですね。  
この中に、月3万円、この特別障害者手当が受け取れるという制度が掲載をされまし  
て、私のところにもこの新聞をくださいと言ってもらいに来た人がおりました、福祉  
課だろうと思うんですが、役場のほうにも話をしたと。この制度は、私は受けられな  
いでしょうかという問合せをしたら、役場のほうも知らなかったということで、一旦  
は電話が切れたわけですが、その後、多分担当課のほうでこの制度についていろいろ  
調べたんでしょう。そして、電話されたその方のところに、また連絡が来て、実はそ  
ういう制度がございましたという話が来たと言って喜んでおりました。最終的にその  
方がどうなったのかというのは、まだよく聞いてないんですが、こういう新聞にちゃ  
んと載ってるわけですから、詳しく新聞記者からこの制度についていろいろと書いて  
おります。そしてこの制度は、認知症の人も対象になるということで、肢体不自由な  
方はもちろんそうですが、認知症の人も対象になると。しかも毎月ですから3万円、  
病院にもかかったりいろいろ経費が、障害のある人はかかるわけですから、ぜひ、こ  
の制度を町の広報紙をはじめ、機会のあるごとにこの制度を広く町内外に出してほし  
いと。この記事を読みますと、様々な肢体不自由の基準、それから日常生活の動作が  
どう評価されるかということについても、点数で何点以上の場合には採用になりますと  
いうふうに出ておりますから、福祉課長にも差し上げますけれども、ぜひ、この制度  
を広く普及してもらいたいということが私の本日の質問の趣旨ですが、担当課でもい  
いし、町長でもいいんですが、その点について、今後の考え方などを尋ねておきたい  
と思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

特別障害者手当は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づきまして、精神  
または身体に著しく重度障害があるため、日常生活において常時特別な介護を必要と  
する20歳以上の方に支給される手当でございます。障害の程度が特に重い方の負担  
を軽減し、福祉の向上を図ることを目的としております。

本手当は、障害者手帳の等級のみで自動的に決まるものではなく、国が定める認定

## 会 議 の 経 過

基準に基づき個別の心身の状態や日常生活の状況等を踏まえて、支給の可否が判断されます。

また、原則として障害者支援施設等に入所している場合や、病院、診療所に継続して3か月を超えて入院している場合は、支給の対象外となるなど在宅で生活されていることが要件となっております。

なお、申請の受付は市町村が行い、認定事務は県が行っております。

議員お尋ねの認知症や肢体不自由の方への特別障害者手当の普及に向けた広報措置についてでございますが、本町では、障害者手帳の交付時等において特別障害者手当を含む各種障害福祉サービスについて個別に説明を行っております。

また、窓口や電話等による相談にも随時対応しているところでございます。

議員御指摘のとおり、本制度は、障害者手帳をお持ちでない方でも対象となり得ることから、制度の認知度向上が課題であると認識しております。申請主義である以上、行政側からの積極的な情報提供が不可欠でございますので、受給漏れをなくすため、関係部署とも連携しながら、広報紙、ホームページ等を活用した周知の徹底に努めてまいります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまの町長の答弁のように、ぜひこの制度についての普及を広めていただきたいということを重ねてお願いして、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

次に、1番 上池勝彦議員。

1番 上池議員。

1 番（上 池）

それでは、通告に基づきまして一般質問を行います。

まず、質問事項1番目の空き家利活用による移住・定住の促進についてであります。

東串良町は、大隅地方の市や町の中でも人口減少が緩やかな状況です。これは町が効果的な対策を行っている証だと思えます。そんな中ではありますが、空き家は依然として町内でも数多くあります。

そこで、一つ目の質問ですが、空き家バンクの現在の登録件数と、過去5年間の成約件数について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

空き家バンク制度につきましては、空き家を売りたい・貸したい人と買いたい・借りたい人をつなぐ仕組みとなっており、空き家物件については、所有者等が町に対し、空き家の登録の申込みを行い、本町では、町のホームページで空き家物件の情報提供を行っております。

また、空き家の利用希望者についても、町に対し、登録を申込み、交渉したい空き家物件があるときは、町に申し込むものとなっております。

町において、情報の照会や必要な連絡調整を行います。所有者等を利用希望者間で行う物件の賃貸借売買に関する交渉・契約等に関して、仲介行為を行わず、また、契約等に関する一切のトラブル等についても当事者間で解決するものとしております。

さて、議員お尋ねの空き家バンクの現在の登録件数については、賃貸物件が1件となっております。

また、過去5年間の成約件数については、次のとおりとなっております。

令和2年度は4件で、この内訳は全て賃貸です。令和3年度は7件で、この内訳は全て賃貸でございます。令和4年度は2件で、この内訳は全て賃貸でございます。令和5年度は4件で、この内訳は賃貸が3件、売買が1件です。令和6年度は2件で、その内訳は、賃貸が1件、売買が1件です。ちなみに今年度は、現時点で4件で、この内訳は全て賃貸でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

空き家バンクの件数が案外少ないのはちょっとびっくりしましたが、件数等については、大体四、五件ということで確認しました。

それで、次に、空き家バンク利活用の年代や家族数及び移住元について、ここ二、三年の状況でもいいですので、お尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

空き家バンク利用登録者で本町に移住された方の状況について、令和5年度から今年度までの実績は次のとおりとなっております。なお、家族構成については、成約時点での人数を述べさせていただきます。

## 会 議 の 経 過

まず1件目は、賃貸で30代、家族構成は2人、移住する前の住所地は宮崎県都市市でございます。次に、2件目は、賃貸で20代、家族構成は3人、移住する前の住所地は鹿屋市でございます。次に、3件目は、賃貸で30代、家族構成は4人、移住する前の住所地は町内でございます。次に、4件目は、売買で30代、家族構成は3人、移住する前の住所地は町内でございます。次に5件目は、賃貸で20代、家族構成は2人、移住する前の住所地は鹿屋市でございます。次に6件目は、賃貸で60代、家族構成は2人、移住する前の住所地は町内でございます。次に7件目は、賃貸で50代、家族構成は1人、移住する前の住所地は町内でございます。次に8件目は、賃貸で30代、家族構成は1人、移住する前の住所地は大阪府高石市でございます。次に9件目は、賃貸で60代、家族構成は2人、移住する前の住所地は鹿屋市でございます。最後に10件目は、賃貸で20代、家族構成は2人、移住する前の住所地は肝付町でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1番 上池議員。

1 番（上 池）

最近の利用状況等は確認できました。町外の方も多いことにちょっとびっくりするようなことであります。町内の方ばかりでなく、近くの町からの利用者もおられます。立地条件や魅力を感じて転入されていることだと思います。このような方々をもっと増やしていくためにも、やはり財政面にしっかりと配慮した中でも魅力ある整備を行うことも大事な町の果たす役割だと思います。

現在、町が進めている複合施設が実現し、町外の方々からも楽しそうで一生住んでみたいと思ってもらえるようなまちであってほしいと思います。そのときに備えて、転入を希望される方々の住まいを確保する必要があります。物価高という中、新築ではなく、貸家を希望される方も多いかと思います。

次に、三つ目の質問ですが、空き家バンクの登録件数を増やすための取組と課題について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員御指摘のとおり、町内には活用されていない空き家が存在しております。登録件数の増加に向けた取組の必要性を認識しております。

登録件数を増やすためには、まず、空き家所有者への積極的な働きかけが重要と考えております。広報紙やホームページでの記載をはじめ、固定資産税課税通知書に空

## 会 議 の 経 過

き家に関するチラシを同封し、空き家バンク制度の周知を図るとともに、空き家情報の把握と所有者への登録案内を進めてまいります。

また、本町では、空き家改修補助金制度を設けており、空き家を活用しやすい環境づくりを引き続き推進してまいります。

一方で、空き家があっても家財道具が残っているなど、すぐには空き家バンク登録が難しい物件もあることを課題として捉えておりますので、所有者の事情に寄り添いながら段階的な登録に向けた相談対応を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 上池議員。

1 番（上 池）

現在、空き家で中にいろんなものが入ってて、なかなかできないということがありますので、そこはもうちょっと踏み込んで、町も所有者と検討していただきたいと思えます。

今後の空き家対策の取り組み方と課題は理解しました。多くの空き家が危険家屋となる前に、有効活用されることを期待いたします。

質問事項2番目の危険空き家対策と税の関係性についてであります。

よく古い家を壊したら固定資産税が高くなるという話を聞きます。そこで、町の解体補助金を活用した危険空き家解体の実績と解体後の固定資産税の算定方法について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まずは、危険空き家等解体撤去事業補助金制度を活用した令和5年度から今年度までの実績件数と補助金総額について述べさせていただきます。

令和5年度は4件で、補助金の総額は106万2,000円です。令和6年度は7件で、補助金の総額は203万3,000円でございます。令和7年度は3件で、補助金の総額は84万円でございます。

次に、空き家解体後の固定資産税につきましては、まず、家屋が損失したことで解体された家屋に対する課税はなくなることとなります。解体された土地分の課税につきましては、住宅用地に関わる軽減の特別措置が外れますので、宅地本来の課税に戻ることとなります。

結果的に、住宅用地が更地になることで、土地分の課税額は2.5倍から4倍程度に増えることとなります。なお、いずれも1月1日、固定資産税の課税の基準日とな

ります。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
1 番 上池議員。

1 番（上 池）

解体補助金の実績と解体後の固定資産税の算定方法については理解しましたが、土地分が2.5倍から4倍、大変驚く感じであります。町内の至るところで危険空き家もあるようであります。これだけになったら二の足を踏むこととなるようであります。自己責任でしっかりと解体まで行う責任が所有者にはありますけれども、経済的な理由で二の足を踏んでしまうかもしれません。

そこで危険空き家解体補助金の増額や解体後の固定資産を一定期間減免するようなことはできないか。少しでも町として検討してもらいたいと思います。よろしく願います。

これで一般質問を終わります。

議 長（田之畑）  
ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時20分  
— ◆ —  
再 開 午前10時29分

議 長（田之畑）  
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。  
一般質問を続けます。  
次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

通告に従いまして、令和8年度町長の施政方針の中から4点について質問をさせていただきます。

まず1点目が柏原海岸のルーピン畑と戸柱神社の夜間ライトアップについてです。

昨年の夏だったんですけど、ある方の紹介で柏原に神武天皇発航の碑のところに、戸柱神社があるんですけど、その場所とルーピン畑に夜間のライトアップを設置すれば、すごくきれいで観光客も増えるのではないかと相談を受けました。その方の携帯には、模造というか、コンピュータグラフィックスで夜間のルーピン畑の光景が入ってしまして、それがとてもきれいな風景だったのを今でも覚えています。最近、以

## 会 議 の 経 過

前と比べて柏原のキャンプ利用者が少なくなっていると思いますし、円山公園一帯を観光の重要な拠点と考えるならば、戸柱神社とルーピン畑の夜間ライトアップは目玉となると思うのですが、町長はどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。柏原海岸のルーピン畑での夜間ライトアップにつきましては、令和6年3月からイルミネーション事業を実施しております。ルーピンが開花を迎える期間に点灯しております。今年度もこの事業に関する予算がありますので、イルミネーションに関する委託業務を依頼しております。

また、令和8年度当初予算においても、このイルミネーションに関する業務委託料は、予算を計上しております。議員御提案の戸柱神社での夜間ライトアップについては、ちょっと方法等を含め、今後検討したいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま町長の前向きな言葉をいただきましたので、ドーム型宿泊利用者の増加にもなると思うんですよ。それで柏原の名所にもなると思いますので、ただいま町長が言われたとおり、あまり電気代もそんなにかからないということでしたので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

続きまして、2点目がふるさと納税だけを取り扱う課の設置は考えられないかです。令和3年度から令和7年度までのふるさと納税の取得額は幾らだったのかを尋ねます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ふるさと納税につきましては、本町の重要な財源確保策でございます。引き続き積極的に取り組むべき分野であると認識しております。

一方で、現在の業務体制を精査したところ、ふるさと納税に関する企画、PR、返礼品事業者との調整などの業務は、商工振興係が中心となって円滑に担っている状況でございます。関係部署とも連携しながら必要な業務が適正に遂行できていると考え

ております。

そのために、現時点で新たにふるさと納税課としての独立した課を設置する必要性は必ずしも高くないと判断しておりますので、御承知いただければありがたいと思っております。

ふるさと納税寄附金の実績でございますが、令和3年度11億6,790万3,903円でございます。令和4年度は17億711万4,000円でございます。令和5年度は11億9,133万3,200円でございます。令和6年度は9億2,328万8,040円でございます。令和7年度は3月11日時点でございますが、9億2,513万7,460円でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今、町長が言われたとおり、令和4年度をピークにして、令和3年度が大体11億6,790万円、令和5年度が11億9,133万円、それで令和6年度が9億2,328万円、令和7年はまだ終わってないんですけど、9億2,513万円、大体の金額なんですけど、こうだと思んですけど、今言ったとおり、ここ数年9億ぐらいで安定というか、そういう感じなんですけど、職員の方が今言われたとおり、一生懸命されているのは自分も十分承知しています。でもふるさと納税以外の仕事もあるわけなので、それ一本というのではいけないので、なかなか難しい面があると自分は思っています。

そこで今町長も言われたとおり、ちょっとふるさと納税の専門員だけ、また課をつくるというのは、困難な状況なことを言われたんですけど、隣には大崎町、志布志、大きなふるさと納税を取得している市町があるわけですね。だからその辺も参考にして、もう一回考える気はないかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

今現在、この課で取り扱っているんですが、おっしゃるとおり、大崎町、志布志、もう50億円とか多額の寄附金であるだろうと思っております。

それとお店とかそういう企業とかもいっぱいございますので、あそこと対照にされても思っており、我がまち、これだけの一応金額でございますけれども、それで十分今のところ足りているのが現状でございますので、これが逼迫してくればまた課を設けなければならないとか、職員を増員というか、パートさんも今いらっしゃいますので、

それで十分今足りているのが現状でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

今、町長が言われたとおり、出してる店の数とか、そういうのも隣接の市町なんかとは大分違うとは思いますが、町長は歳入確保の重要な候補地に上げていらっしゃると思いますので、もう一回何か手を打っていただければと思います。

次に3点目の保安林保護の松くい虫特別防除についてであります。

私は、よく松林の中をウォーキングするんですけど、最近柏原上から山野方向に向けての松が松くい虫による被害で、痩せ細って茶色く枯れかかった状態となっているのをよく目にするんですが、今で何か対策をしないと、これ以上広がったら全滅の危機になるかもしれません。県の呼びかけを行い、早めの処置が必要と思うんですが、先月、農林水産課長からいろいろな説明を聞いてちょっとは把握したんですけど、再度ここでどうお考えかを町長に尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、柏原地区の松林で発生している食害は、松くい虫ではなく、マツカレハという蛾の幼虫である松毛虫による食害となっております。毎年6月の有人ヘリによる特別防除は、松くい虫を対象に行っておりますが、松毛虫にも効果が期待できるところでございます。しかしながら、昨年は近年の地球温暖化や異常気象に伴い、例年より松毛虫が大量発生したことが今回の食害につながったものと推測されます。

本町の対策といたしましては、昨年の秋口から食害が拡大したため、町有林の保安林内は、令和7年9月に、また国有林内は森林管理署が、令和7年11月と令和8年3月に地上防除を実施したところでございます。

近隣市町でも同様の食害が発生しておりましたので、令和7年11月に大崎町長並びに東串良町長の連名にて国有林における松毛虫被害対策についての要望書を森林管理署長宛てに提出させていただきました。

今後につきましては、引き続き大崎町や森林管理署と連携を図りながら、適時適切な森林病虫害対策、森林の健全な育成に必要な伐倒、間伐を実施いたしますとともに、MARUMARINE並びにドームハウス周辺の危険木除去、環境美化活動など必要な対策を行い、森林の保全・保護に努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

私もこの前初めて農林水産課長の松毛虫と松くい虫の説明を受けたんですけど、自分がよくウオーキングをするときに足元によく見かけるのは、多分松毛虫じゃないかと思しますので、私もその辺はちょっと誤解しているところがありましたので。私が議員のみんなが秋田県に行ったときに、松くい虫によって松林が全滅状態、茶色がほとんどで全滅状態だったんですよ。そのことが頭に残ってるものですから、こんなきれいな志布志の国定公園はないと思しますので、これが茶色にならないことを願わせて、最後の質問に移らせていただきます。

町長の今回の説明の中で、乳児等通園支援事業、誰でもこども通園制度が事業化されるとあったのですが、これは親の就労に関係なく保育園に通っていなくても生後6か月から3か月未満が誰でも通園するということよろしいのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

おおむねそのような認識で間違いございませんが、認可外保育施設に通っている児童も対象となります。企業や団体が運営する企業主導型保育施設に通っている児童は対象外となります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

この制度は、2026年から全ての自治体で導入とあるのですが、この制度を既に行っている隣接の市町はあるかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

鹿屋市において、令和7年7月から鹿屋市は実施しております。

## 会 議 の 経 過

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

この利用時間の上限は月に10時間で、2026年から2027年の2年間は、月に3時間を認めるとあります。この短い時間というのは、保護者と園との信頼関係だと思ふんですけど、子供が安心できる場所を考慮してのことでもあると思ふます。私はこの預かり時間の10時間というのは短過ぎると思ふますが、町長はどうお考えかを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町においては経過措置である月に3時間を上限とせず、月に10時間を上限としております。議員おっしゃるとおり、確かに月に10時間は短いと感じておりますが、この制度はあくまでも未就労家庭等の孤立防止や子供の集団生活体験を目的としているためフルタイムでの預かりを想定した保育所等とは役割が分けられております。

保育現場においても、急に希望者全員を長時間受け入れる体制を整えることは困難であるため、無理のない範囲である10時間が設定されているところでございます。

こども誰でも通園制度に加え、各園で実施している一時預かり事業を併用していただくことで、月10時間を超える保育の実施が可能となると認識しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3 番 児玉議員。

3 番（児 玉）

先日、福祉課長からこの制度の説明がいろいろあったんですが、このことを踏まえまして、最後の質問に移ります。

補助金支給について、ゼロ歳児で1時間1,300円、1歳児で1,100円、2歳児で900円だそうです。国と自治体の支給額はどうなっているのか、また、保護者が払う利用料は1時間当たり300円が目安だと聞いております。補助金等に対してどのような考えをお持ちなのか。また、この制度を実施するに当たり、本町で受け入れられる施設があるかを尋ねます。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和7年度に示された国の基準額として、議員の述べられた額が設定されておりますが、令和8年度に増額となる見込みでございます。

利用料につきましては、1時間当たり300円程度としておりますが、この利用料については、利用した園に直接お支払いいただき、補助金等については、その利用時間に応じた金額を利用があった園が町に請求を行い、利用料とは別に町がその園に支払いを行うものでございます。

受入れ可能な施設でございますが、柏原こども園、豊栄保育園、なないろ保育園から事前に同意をいただいております、現在認可等の確認を行っているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

親が就労に関係なく、子供を預けられれば子育てに対してメリットがある制度だと思っておりますので、ぜひ利用される方の相談に乗っていただき、子育て親の負担が少しでも軽減されることを願ひまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

通告に従ひまして、六つの質問を行いたいと思います。

施政方針への質問なので、主に町長の考えをお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

まず、本町の基幹産業である大切な一次産業と第二・三次産業への支援についてです。

近年、物価高騰、資材高騰、担い手不足など様々な課題がある中、本町は農業をはじめ、畜産業、酪農業、水産業、林業、商業、工業など様々な産業に支えられ、発展してまいりました。この物価高騰により、どの業種にも影響が出ており、経営が厳しい中、国や県の支援もありますが、依然厳しい状況は続いております。

その中で、中東情勢が緊迫し、ホルムズ海峡の封鎖がさらなる経営面の深刻な影響

を及ぼすおそれへの懸念がなされています。原油調達は、燃料価格の上昇だけではなく、肥料や飼料、ビニールハウスなどの幅広い資材の価格高騰に波及するおそれがあります。特に、機械化が進んだ現代農業では、燃料だけでなく、関連する資材の多くが石油由来のものであることから、多方面に影響があると懸念されます。

具体例として、施設園芸の加温、ハウス内の気温を保つための暖房機、原油灯油を使用する場合、燃油高騰では数十万円単位の負担増となるケースもあるようです。農薬も価格高騰し、トラクターやコンバイン、その他必要な機械への稼働に必要なガソリン、軽油の価格上昇は、工期や収穫などの作業コストを押し上げます。ビニールハウスの被覆材、農ビ、農ポリ、肥料を運ぶ袋、内用ポットなどのプラスチック製品は原油からつくられているため、これら農業資材の価格の上昇も懸念されます。肥料、飼料の価格も高騰する中、農産物の販売価格は市場の需給バランスに左右されるため、コスト増をそのまま価格に反映しにくい現状があるとお聞きします。

また、例えば、燃料消費を抑えるために、暖房を設定基本温度を下げるなどの対策を行えば、作物の成長遅延や品質低下を招くリスクがあり、産業者、事業者にとっては苦渋の決断となります。抑えることのできない必要投資も多くあり、経営に不安視する声が東串良でも聞かれます。

高市総理は、原油価格の高騰に対応するため、3月19日出荷分から新たに補助金を導入し、ガソリン価格170円台に抑制し、軽油、重油、灯油などについても同様の措置を講ずるとしておりますが、大切な基幹産業を守るためには、町の支援が重要であり、町長の方針が大きく関係すると考えます。その上で、最初の質問項目である農林水産業、商工業の支援について、コストの上昇に伴う町の支援と町長の考え、財源の確保についてお聞かせください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず、農林水産業における町の支援といたしましては、平成30年度に町独自の支援対策を行っており、現在は第3次支援として農林漁業振興支援補助金にて、令和6年度から令和8年度の3か年の期間を定め、農業者、漁業者の方々の経営基盤強化を図っていくための施策として実施しております。

内容につきましては、農業生産支援事業、スマート産業化推進事業、新規担い手支援事業、研修生受入れ支援事業、新規参入者生活支援事業など各種分野において、対策を講じているところでございます。

財源につきましては、ふるさと納税寄附金を財源とするふるさと応援基金を活用し、令和8年度においても現行制度に基づき支援させていただきたいと考えております。

また、直接的な町支援ではございませんが、国の施設園芸等燃油価格高騰対策事業につきましては、施設園芸農家等、国で基金をつくり、重油・灯油・ガス価格高騰等

に補填金を交付する事業となり、現在、町内126名の方が加入されております。受付業務の窓口は、農林水産課となりますが、有効な施策でありますので、説明会を開催するなど加入促進等の強化にも努めてまいります。

次に、令和8年度施政方針では、商工業の振興について事業者応援補助金制度や商工新規事業創出支援補助金制度による町内事業者の経営基盤強化、後継者育成、町内産業の振興、雇用の促進を図ることを述べさせていただきました。このことから、令和8年度当初予算には、これらの事業に関する予算として、それぞれの事業に200万円、合計400万円を計上し、その財源にはふるさと応援基金繰入金を充当しております。

事業者応援補助金については、店舗等の取得、または改修に関する経費、店舗等の設備及び備品購入費の経費は、補助対象となっております。

また、商工新規事業創出支援補助金につきましては、事務所の新設、改修または企業に必要な設備の購入に関わる経費が補助対象となっております。

議員御質問のコストの上昇が日常業務での取引や仕入れにおけるものを示しているのであれば、直接的な支援はありませんが、町商工会加盟事業者で使用できる商品券の発行事業は、間接的には事業者の応援につながっているものと考えております。

令和7年度予算で実施している食料品等高騰対策商品券事業は、町内の消費活動が活発になり、生活者と事業者とともに喜ばれている事業であります。また、今後は県の補助金と国の交付金を活用したプレミアム商品券の事業も計画しております。これらに必要な予算が議会で認められ、事業を円滑に進めていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今答弁いただきました平成13年より多くの町独自の支援対策を行っているということですね。日本の産業を取り巻く環境は昔と比べて大きく変わっていますし、また今後も変わっていくと予測されます。どのように考えれば課題を少しでも解決できるのか、本や様々な情報を調べましたが、国や県の支援、またそれ以外の支援も含めて情報が多く、支援の多さに驚きました。また、町長が答弁していただいた町独自の支援も多くあり、その中で、なぜこのように課題があまり解決されないのかと疑問に思いながら聞いておりました。

情報を調べている中で、なぜ中山間地域の人ばかりが頑張らねばならないのかという言葉があり、胸に響きました。確かに国の政策は、多岐にわたり実施されております。もちろん町の独自の支援対策も多岐にわたり実施されています。しかしながら、問題は解決されず、課題の多様化により、むしろ多くなってきているのではないかなと感じてしまいます。大切な基幹産業を維持し、守っていききたいと誰もが思います。

しかし、人が減っている中、若い人、担い手がない山や田んぼ、畑、離農を含めこれまで引き継いできた知識や経験含む財産が家業が守れない、スキルの伝承ができないなど本町においても様々な課題が当事者を含め、大変苦しめている状況ではないでしょうか。何とかして頑張ろうとしてきてくださった事業者、そういった当事者が責任を感じ、これほど苦勞を強いられなければならない状況というのをどうにか改善できたらなとも思っております。国のほうも様々な交付金などを事業支援をさせていただいております。しかし、これが今の農業問題の解消につながっていないのであれば、国の支援だけでは本質的な解決に至るまでにはちょっと問題があったり、足りなかったりするのではないかと示唆されるのではないのでしょうか。町独自の支援、それを今まさに必要とし、町民と一緒に議論を進めていただけたらと思います。

町が積極的に当事者に寄り添い、ともに課題解決への協議を繰り返し、事業の見通しや国や県への積極的な要望活動、必要な予算の振り分けと確保、理解があれば、こういった問題のほうも少しずつ解決していくのではないかなと思っております。

改めてお聞きします。

町独自の事業について、先ほど説明がありましたが、この事業については、どのように検討を実施されていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

補助金それぞれをお答えさせていただきましたが、これらについて農業については、加入促進の強化に努めてまいりますということと、商工会についても町の支援策等を考えておりますということをお伝えしましたが、今から国の動向も見据えていかないとどのような手があるか、まだまだ今からだろうと思っております。そういうことを考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

財源には限りがあるので、国や県の動向を見ながら進めていくのは、もちろん大切だと思いますが、やはり国全体で考える支援については、各自治体の特徴とか、その自治体が抱える課題の実態に沿った内容、支援ではないこともあります。そのため、町長のほうではやはり事業者との対話などを多く用いて、本町独自、また国や県への要望を行っていただきたいと思っております。

そのような中で、令和8年度、またそれ以降に関して、事業者に関してお話をされる、協議を持たれる機会を増やすなど、そういった農業支援の考えはあるかお聞かせ

ください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

繰り返しになりますけど、今言ったとおり、国がどのような政策を打ってくるか、まだ今からですけれども、我がまち、備蓄がありますけれども、この間、国会議員もおいでになりまして、備蓄のほうに説明があったという話を聞いておりますけれども、備蓄の3基分が日本国中の1日分だそうです。そういうことで、放出されるという情報は入っておりますけれども。我がまちで打つというのは今言いましたけれども、ふるさと納税の基金というものが若干ありますので、これを利用して、そういった補填等今考えておりますけれども、それ以上については、なかなかまだ状況も見えないし、油が幾らになるということも聞こえてこないし、300円になるか、幾らになるか分かりませんが、まだ今からだろうと思っておりますけれども、それに対してどうこうすることはなかなかできる状況ではございません。

以上です。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（浜 屋）

今、小川議員のほうから事業者との対話をどのように進めていくのかということなんですけれども、町としては、企画課のほうでは、商工業の方々との情報共有というのが大変重要になってきております。また、今実施している商品券事業、また今後、計画しているプレミアム商品券事業につきましても、商工会の会長、また実際、地域で事業されている方から本当に好評を得ているんです。地域の中で消費が図られていて、こんなにありがたい事業はないということで、そういう声をいただいておりますので、こういった商品券事業は直接的に事業者の応援につながっているというふうに判断しているところです。

今後も今回、令和8年度の施政方針の中で町長のほうが先ほど述べました商工新規事業創出支援事業についても、今年度の実績ではあります、2件新規事業ということで実績があります。また、応援者事業につきましても3件実績があります。こういった形でニーズの声がありますので、町としてもこういった補助金で事業者のほうを応援していきたいと思っておりますし、議員が御指摘する事業者との対話というのを十分承知の上、認識しておりますので、今後も関係機関、団体等との連携を図りながら進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。国の施策ももちろん大事ですけど、先ほど課長のほうが説明していただいた町の実態をきちんと把握して、実態に応じた支援事業の展開、予算の配分というのが必要になると思います。住民との対話は本当に必要だと思いますし、これからなかなか声を出しづらい方たち、困っていてももう諦めて離農であったりとか、もう自分の代で終わろうかなと、そういった声というか、そういった展望を持たれる方も多くなってくると思います。本町の大事な産業を少しでも長く子供たちにも伝えられるように、町としては、対話を重要視しながら、今後取り組んでいただければなと思いますし、町長のほうでも政策のほうに入れていただいて検討していただければなと思います。

また、補助金ポータルというサイトのほうに、各自治体の支援事業というのがあります。もちろん本町に関係の深いものもあれば、関係の深くないものもありますが、こういったものも含めて本町で本当に必要な事業、また今はないけどこういった事業も本町では必要とされているのではないかなど、町で暮らす、産業を営む方たちの思いや大変さに寄り添って事業計画をしていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひします。

次に、給食費について質問いたします。

これまで子育て政策、経済負担の軽減、子供を産み育てやすいまちづくりの一環として、令和6年3月一般質問で無償化について検討をお願いし、その後も令和6年9月一般質問で同様に質疑を行わせていただきました。しかしながら、一貫し、答弁は変わらなかったと記憶しております。全国的な経済政策、子供支援として、給食費の無償化が全国的にも行われてきた状況下であったので、とても残念に感じたことを今も覚えておりますが、国の閣議決定に伴う町の考えについてお尋ねします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

子育て支援に取り組む自治体を支援する観点から、令和7年2月25日、自由民主党、公明党、日本維新の会、令和7年12月18日、無償化を含む多様で質の高い教育のあり方に関する検討チーム、令和7年12月19日の文部科学省、総務省、財務省の3党合意に基づき、いわゆる教育無償化に向けた対応に基づき、学校給食費の抜本的負担軽減、いわゆる給食無償化のための給食費負担軽減交付金が創設されました。これは、あくまでも小学校段階の学校給食に係る食材費を支援することとしており、令和5年度学校給食費調査の全国平均小学校4,688円に、近年の物価動向を加味

## 会 議 の 経 過

して5, 200円を基準額とする制度でございます。

なお、基準額を超える部分につきましては、学校給食法第11条に基づき、引き続き保護者から徴収することは可能となっております。令和8年度における本町小学校の学校給食費は5,500円となっており、教育委員会としましては、いわゆる給食無償化が閣議決定された場合に備え、保護者が負担することとなる差額の300円を令和8年度当初予算に計上しているところでございます。

一方、中学校につきましては、今回の学校給食費の抜本的負担軽減の対象外であるため、学校給食費6,000円のうち、保護者負担1,000円を引き続き徴収することとしております。

教育委員会としましては、今後とも児童生徒に質のよい学校給食を提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

国において、小学校給食費の抜本的な負担軽減に係る制度が整備された場合、国からの財政措置を踏まえつつ、給食費の差額分について、町が負担するというような説明をいただきました。保護者負担を実質的に無償とする方向で検討を行うということですが、なぜ無償化になさるのでしょうか。

議 長（田之畑）

政治の分野だから町長が答えないと。教育の問題じゃない。  
町長。

町 長（宮 原）

小学校については、国からの無償化ということで通達が来ておりました、幾らになるというのは、結局、国のほうは5,500円となっております、結局300円が足りないということです、これはもう町のほうが負担するということが無償化ということになっております。中学校はそのまま1,000円の負担ということでさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

国からの通達ということですが、例えば一貫してこれまで町長は無償化にはしない

と言われておりました。国からの通達であるからこそ、小学校だけは無償化にするということでしょうか。聞きたいことは、国から言われなければ、無償化にはしない。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
前回もそうでしたが、国が言ってきた場合、国に倣いますよということでした。私は絶対無償化にしないということは言っておりません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

## 2 番（小 川）

絶対に無償化にしないと言っているわけではないということではなくて、私的には、無償化にするのであれば、国から言われたからではなく、そもそもの目的をしっかりと持っていたきたいなと思ひ、質問させていただきました。

一般社団法人PTA連絡協議会の掲載記事に、学校給食や無償化の状況、2024年版があります。古い記事ではありますが、こう記載されています。

文部科学省では、2023年度において学校給食費の無償化を実施中、または実施予定の都道府県教育委員会、市区町村教育委員会、775教育委員会（事務組合を含む）に調査を行い、93.2%の722教育委員会が学校給食費無償化を実施中とし、5.2%は、2023年度中に実施予定としている。また、無償化を実施した理由についての複数回答の調査もあり、結果は以下のようになっていました。保護者の経済的負担の軽減、子育て支援、少子化対策、子供の増加を期待したもの、また定住・転入の促進、地域創生などです。子育てに関し、積極的に自治体が事業を行っていることがうかがえます。

このように、給食費無償化について情報を様々に検索していたところ、本町の記事もありました。日本農業新聞ヤフーニュース2025年10月6日配信分です。見出しは、給食無償化しないという選択。鹿児島県東串良町元酪農家町長が語る。1,000円いただく真意とは。町議会なぜ無償にしないのか。2026年度からの学校給食無償化方針を前提に無償にする自治体が相次ぐ一方、従来の保護者負担を続ける自治体も少なくない。そうした中、農家が盛んな鹿児島県東串良町は、給食費の一部を助成しつつ、1,000円はいただきますと、折衷策を取る珍しい自治体。町は8月末、総事業費15億8,433万円を投じ、新しい給食センターを落成した。以前から給食米は町内産だが、町外の業者に委託していたこともあり、悲願の自前炊飯でほかほか御飯を提供できるようになりなど、以下省略いたします。

大隅半島の平野部にあり、米、野菜、畜産、漁業など一次産業が盛んなまちと我が

まちを紹介してくださり、一般会計当初予算は70億円前後だが、センター建設に伴う財政出動が無償化しない理由でもない。当時公約の子育て支援として給食費の半額を助成。先駆的な取組として注目を集めたが、無償にするまでの考えはなかったと書いてあります。

もちろんこの記事については、町長の考え方について称賛されている内容もありました。全ての教育委員会のほうで実施されているというわけでもございませんでした。しかしながら、こういった無償化については、自治体それぞれ目的を持ってされています。

改めて聞きます。

無償化を実施した理由について、町長の考えをお聞きます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

小川議員が今、説明されましたが、一つ抜けているのは、なぜ1,000円いただくかということは、食材に対する感謝、それとお米をいただく農家に対する感謝の気持ち。それがちょっと抜けてて、鶏肉といえはすぐ台所に乗せられますけど、鶏肉というのはふ化して50日で食されます。そういうすぐ食されるものが何か感謝の気持ちがないのかなと思って、農家に対する感謝。それと豚肉については6か月。6か月で豚肉として台所に乗っかってきます。牛肉については27か月です。だからその間の農家さんの日常の病気をしないかとか、毎日飼養を管理される気持ち、家畜と触れ合う家族同様の気持ちで飼養される農家さんの気持ち。それとお米については、4か月、5か月の管理です。種をまいて、そして植え付けし、そして朝晩の水かけ、そして除草の管理。そういうことを考えたときは、農家さんの気持ち。今中学校だけは現在はまだ無償化されていませんけれども、とにかく1,000円だけいただく。これは1食50円いただきますという。それとごちそうさまという言葉が聞けたらいいなと思って。我がまちは農業のまちですので、それが当然のことなんですけど、それを家業としてやっている農家が多いということが一番思って、私も以前、家畜を飼養しておりましたけれども、その中でやっぱりそういう感謝の気持ちがあったらいいなという気持ちでございます。だからただ全額無償化ではなくて、1,000円をいただきますと。1食50円だけはくださいということをお願いしております。そしてこうしていただくことによって、給食運営委員会も開催されます。と同時に、今の給食はどうですか、ああですかとか、残食はないですかとか言える立場があるのが父兄の立場で学校側にもそうやって物が言える、給食センターに物が言える。お互いに利用される側、作る側の連携協定があるだろうと思っております。これは無償化になっちゃうと、何か給食運営委員会がなくなるんじゃないかなと思っているぐらい、何もそれが協議に上がらないというか、そういうことを考えたときには、どうしてもこの給食運営委員会の存続にも備えて1,000円をいただきたいという気持ちでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

副町長。

副町長（大園）

今、小川議員が語る説明された事項については、国が中学校の学校給食を無償化にするという以前の話であります。国については、国民に向けて学校給食の小学校給食費を無償化するというので、宣伝をしたわけですよ。その中で、例えばまちによっては、不足分については、取ってもいいですよとか、そういうことは国民の皆さんには説明をしておりません。先ほども教育長から話があったとおり、うちの小学校の学校給食費は、月額5,500円になっております。国は全国の小学校の学校給食費なんかを算定して、平均5,200円ぐらいだろうということで算出をしているわけです。その分について、国は補助金をあげるよと言ってるわけで、そのことでその300円の部分については、保護者の皆様は納めないといけないよとか、そういうことは言ってません。だから国民の皆さんの考えは、国が小学校の学校給食費を全部無償化にしてあげるよという考えに立っていると思うんです。そのことが町でも一応教育委員会等とも話をして、国が今まではその差額分については、町のほうの持ち出しで支払っていたわけですよ。今後は、国のほうからその分が来ると。それで国の説明も小学校給食費だけは無償化するという話があるから、そもそも先ほど町長が語る話をしましたが、町長の考えは、やっぱり給食をありがたいという気持ちで1,000円は取りたいという気持ちはあったんですが、小学校については、国のほうでそのような周知がされている関係もありまして、教育委員会さんとも話をして小学校給食費については、無償化の部分で進めるということで決定したところであります。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

説明ありがとうございます。1,000円は取りたいけれども、国の方針に従って、小学校は無償化にするという、そういったお考えを示していただきました。

私が少し引かかる言葉が、感謝の気持ちという言葉です。無償化をすると感謝の気持ちがなくなるのか。作られている方、育まれている産業者の気持ちも汲んで、やはりお金をいただく。それも分かりますが、そういったお金をもらわないと、そういった育まれている給食に関連する方への感謝の気持ちがないのか。子供たちのことをどう見ていらっしゃるのか、私はいささか疑問に思います。

中学校の卒業式に、先日参加させていただきました。中学生いろいろな思いで卒業式の最中に涙を流す子供たちも数名いらっしゃいました。私もとても感動して、何てすてきな子供たちなんだろうと、子供たちの純粋さであつたり、東串良に育ったすて

きな宝物に感動していました。しかし、町長の答弁を聞いていると、感謝がないような、そういった無償化、お金で見て子供たちの評価をされてるのかちょっと分からないんですけど、もし語弊があったらもちろん訂正していただけたらと思います。無償化であろうと、感謝の気持ちはなくならないと思います。また、その感謝の気持ちというのは教育から生まれます。学校教育の現場でそういった感謝の気持ちを育むような教育、またさらに家庭教育ですよね。無償化、ただだったら感謝しなくていいという家庭教育をされているところはないと私は思っております。そういったことを踏まえると、何だか今の答弁、すごく失礼な気がするんですが、私の誤解もあるかもしれませんが、もう一度答弁をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
それは小川議員の気持ちでしょうけれども、私は私の気持ちで伝えたことでございます。思いの違いもあるだろうと思いますけれども。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
思いの違いもあるかもしれませんが。ただ無償化が感謝の気持ちが薄れると、そういった関連づけをされるようなお話はあまり聞きたくないなと思っていたところです。また、小学校に対しては無償化、中学校は無償化しないという考えについても、なぜそのように考えるのか。国としては中学校の給食も行く行く無償化を検討しているとおっしゃいます。小学校の無償化に伴う国の補助金により、町からの独自の支援の部分の財政、財源の部分が軽減されていると思います。その部分を中学校にというお考えはなかったでしょうか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
中学校については、国の方針も決まっておきませんので、それと大都市部におかれましても給食がない中学校もあるそうです。ほとんどが弁当を持っていくという状況もございますので、そこは一概に、私自身答えられません。  
以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

都市部では、給食がないところもありますが、本町では給食がないところはないと思います。もちろんお弁当などアレルギー対策で自分で持ってこられる御家庭もあるかもしれませんが、その際には、その対応として公平な支援政策を考えればいいと思います。

国が行うからではなく、町独自として子供政策ですね、そういった一環として検討していただけたらなと思います。そのような考えはやはりなく、国の閣議決定などそういったものに伴うもの以外は、検討はないということによろしかったでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

国の動向というか、それをやっているのが自治体の姿でございますので、国の動向に従いながらやるのも自治体の姿だろうと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

次に、敬老祝い金給付事業について、町の考えを尋ねます。

令和6年6月、令和7年度3月一般質問に、私のほうで「人口動態を考えた財源の確保も含めて考えを問う」などの質問を行っていたと思います。その当時の議事録から抜粋しました。議案第32号東串良町敬老年金条例の一部を改正する条例の制定について。私のほうが「今回条例のほうを改正するに当たり、財源についてはどのような形で考えていらっしゃるのでしょうか」などと質問をさせていただき、執行部のほうで、「財源はふるさと納税と過疎債のソフトという部分を充当する」とお答えいただきました。

また、一般質問では、「ふるさと納税と過疎債のソフトということだったけれども、どういう割合か」などそういった質問をさせていただき、答弁を様々していただいたと思いますが、今回、ふるさと納税について町はどのように考えているのか、まず尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

ふるさと納税は、我が町の収入源でございますので、それはぜひ活用させていただければと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ふるさと納税はもちろんあれなんですけれども、敬老年金の一部を改正する条例のときに、近隣の敬老祝い金について質問させていただきました。その際、やはり節目に対してお金を払う。またそういった制度を廃止する等々、財政も含めて検討している自治体が見受けられるということをお話しさせていただき、本町のほうでは、財源確保は大丈夫なのか、継続できるのかというような趣旨の質問をさせていただいたと思います。今回、御祝い金の減額が議案で提示されております。その減額に至った経緯も含めて、どのような考えでそのようにされたか、町長の考えをお聞きします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

本町の敬老祝金事業は、長年にわたり本町の振興に貢献してくれた高齢の方々に対しまして、その労をねぎらい、長寿をお祝いする本町独自の施策として実施してまいりました。全国的には高齢化の進展により、対象者の増加や財源負担の増大を背景に敬老祝い金を削減・廃止する自治体が相次いでいる状況でございます。

昨年、私自身も後期高齢になりました。もうあと四、五年したら80歳になるわけなんですけれども、今現在、我がまち80歳以上の方々が994人いらっしゃいます。今、本町においても、高齢化の進展により、令和22年までに80歳以上の人口の増加が見込まれる中ではありますが、事業を将来にわたり安定的、継続的に維持していくことが最も重要であると考えております。

今回の改正の趣旨も事業を安定的に維持可能なものにするための見直しでございます。廃止するものではございません。

参考までに、本町と近隣市町を比較したところ、男女の平均寿命である84歳までの敬老祝い金の累計額は本町において4万円でございますが、お隣の肝付町では1万3,000円、鹿屋市と大崎町では5,000円、錦江町では2万円、南大隅町では8,000円となっております。また100歳までにおいて、本町は改正がなされた場合でも45万円でございますが、肝付町は12万3,000円、鹿屋市と大崎町は

9万5,000円、錦江町は18万円、南大隅町は23万8,000円でございます。

補足ではございますけれども、本町の累計額には、100歳の方への敬老祝い金10万円も含んだ額でございます。お示ししております。本町が長年大切にしてきた高齢者への感謝と敬意を形で示すという事業の根本的な理念は変わるものではなく、引き続き、高齢者福祉の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

以前、質問させていただいた質疑、答弁の中でもふるさと納税など財源が十分な財源を確保できるかという質問をさせていただき、一過性のパフォーマンスにならない、また継続して高齢の方に対する敬老年金が続けられるという計画があるか確認をしたいと質問をさせていただき、町長のほうから我がまち、農業のまちで国民の年金の方々が多数いらっしゃいます中で今まで町に貢献された御高齢の方々に対して、労をねぎらうための祝い金でございますので、廃止する考えはございません。今言われた内容ですね。できる範囲内でやれるということでございますということで、1年と9か月ぐらいですか、そういった事業でやれる範囲でやってこられたのかなと思います。しかしながら、今後の将来も見通して、安定してこの事業を継続していくための今回条例の改正ということですが、どのような試算でこのような事業計画を出されたのでしょうか。

また、1年、2年とたつて、やはり財政的に圧迫しているのも、こういった金額はまた削減しましょう、中止しましょう、廃止のほうは考えられていないということでしたが、高齢化に伴い、さらに今後多くの高齢者、こういったお祝い金に対してとても期待を持たれる方が多くなる中で、人数が多いからちょっと金額を減らしましょうというようなことが起きれば、やはりそれはどうなのかと思うところなんです、再度お聞きします。

この計画、どのような試算で出されて、条例改正に至ったのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

今回のこの敬老祝い金の件につきましては、先ほども町長が答弁をいたしたとおりでございます。また、全協でも福祉課長、それから補足で私のほうでも説明をさせていただきましてけれども、町といたしましては、この敬老祝い金制度というものは、ずっと継続していきたいという方針に変わりはありません。ただ、今後、16年後

## 会 議 の 経 過

まで80歳以上の高齢者の方々の人口が増えていくということでございます。それから総務課が管轄しておりますけれども、100歳のお祝い金、これも年々増加してきております。これは本当に長生きをしてくださる方、100歳を迎えられるということは、本当に喜ばしいことございまして、そういうことでやはり今後、そこあたりの金額というものも80歳以上の方が増えるということは、当然負担も増えていくこととなります。

また一方、いろいろと常に新たな事業というものも発生してくるわけでございます。昔、以前やっていた事業をずっと継続して行って、また新たな事業が去年、二、三年前から新たに始まっている事業もあります。前のものを見直さないで、新しい事業をずっと年々やっていけば、いろんなまた支出も増えてくるわけございまして、やはり町といたしましては、末永くこの制度を活用するために見直しというものが必要であるという判断に至りまして、今回の見直しを行うものでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

事業の見直しは、大変必要だと思います。今回の事業も見直しすることで新たな事業に生まれ変わり、より継続、安定した事業計画として提供できるということを伺いました。

再度お伺いします。

安定してこの事業を続けられるための条例の改正だと思いますが、その金額試算はされたのでしょうか。今後人口減少、また高齢化に伴う高齢化率も含めて試算した中の金額、改正なのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

今回見直すことで、300万円ほど減額になるということは説明をさせていただいたところでございます。やはり町といたしましては、全体を見ないといけません。税收、交付税の推移、そういったものを全て見まして、やはり財源には限りがありますので、そこあたりもしっかりと見据えた中で総合的に判断して、このような改正を行うものでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

300万円の減額、説明をいただきました。ありがとうございます。

ではなくて、今後高齢化していく、高齢化率が上がっていく中で事業が継続できる金額であるのか、人数が増えていかないんでしょうかね、そういったものを考えた中での今回の提案なのかどうかをお聞きしているところです。試算はされていらっしゃるのでしょうか。それとも試算のほうは詳しくはされていないということでしょうか。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (中 島)

先ほど申し上げましたとおり、人数も80歳以上の方が増えていくということで、福祉課のほうがまとめておりましたけれども、そこが何人になるかということは、あくまでも予測でございますので、その中である程度予測した人数で推移していくということは、間違いのないことであると思います。細かいところまでの試算というのは非常に難しいところもありますけれども、先ほど申し上げました、例えば昨年、一昨年でしょうかね、子供たちへの入学をした場合は、小中学校3万円とか、新たな事業が始まりました。それから3年ぐらい前までは、また農業関係の新たな補助金等も創設をいたしました。そういった中で、税収というのは伸びていかないというような現実もございます。そういった中で町としては、今年度、大体見込みがどれぐらいの収入があるということも見込むわけでございます。国も地方財政計画を示す中で、国は単年度ということで地方財政計画も組みます。今の政権では、複数年という考え方もいろいろあるようですので、今後そこあたりの推移を見極めながら町としても対応していきたいというふうに思います。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

福祉課の長寿命計画の努力により100歳以上の方も増加傾向にあるといううれしいお話も聞いております。真に継続性のある事業計画を協議し、今後も進めていただきたいと思っております。

次に、生活困窮者支援対策について、町の考えを尋ねます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

町では、生活上の困り事を抱える方々から相談を受け止め、状況に応じて必要な支援につなぐ体制で対応しております。生活困窮者自立支援制度につきましては、生活保護に至る前段階における支援として、県の自立相談支援機関である大隅くらし・しごとサポートセンターと連携し、相談者の状況に応じて、就労に向けた準備支援、家計の整理に関する支援、住まいに関する支援、必要な支援につながるよう支援しております。

また、生活保護につきましては、福祉事務所が実施主体となることから、町といたしましては、関係機関と連携し、必要な方が適切に相談、申請につながるよう支援しているところでございます。

町の第2次地域福祉計画におきましても、生活困窮者への支援を地域福祉の重要課題として位置づけておりまして、民生委員や社会福祉協議会と関係機関との連携を前提に支援が途切れないよう、引き続き取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

生活困窮者、我がまちは農業のまちということで、国民年金に加入されている方が多いのではないかなと、これは私の想像ですけど感じます。国民年金の場合、令和8年度少し受給額が上がりますが、やはりそれでも7万円前後となっております。生活保護に関しては、7万円よりも多い金額を受給されているとお聞きします。その中でこの国民年金から引かれる金額、必ず引かれる税金ですね、住民税とか、国民健康保険料、介護保険料、また新たに子ども子育て支援金もあり、ますます国民年金受給者の方々は大変な思いをされるのではないかと懸念が強まります。

我がまちは、農業のまち、これまで本町を支えてくださった多くの大切な先輩方の経済的なそういった懸念を少しでも払拭できるように、今後、高齢化に伴う経済収入の減少に対しては、真摯に検討していただきたいと思えます。

令和8年度シルバー人材事業の予算が令和7年度より多く計上されていきました。私はこれはとてもありがたいことだと思っております。シルバー人材事業は、定年退職者などの高齢者にそのライフスタイルに合わせた臨時的かつ短期的またはその他の軽易な就業を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上及び活性化に貢献するとされています。

しかし、年金をもらわれている方から、こういった声がありました。シルバー人材センターで貢献した収入というのは大きく生活を支えていると。そのため、シルバー

## 会 議 の 経 過

人材の委託事業に関しては、とてもありがたいものだとおっしゃっておいりました。本町でも令和8年度増額されていることで、そのような声がまた上がるのかなと期待しております。ぜひ、本町にはすばらしい定年された方などが多くいらっしゃいますので、事業の継続、委託の拡大など本町の宝を重視し、協力し合い、まちづくりを行っていただきたいなと思っております。

次に、複合施設について、町の考えを尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

令和8年度施政方針において、複合施設については町民が集い、にぎわいの拠点となることと、災害時には防災の拠点となることを目指し、事業を進めてまいりたい旨、述べさせていただきました。

このことから、令和8年度当初予算には、複合施設建設実施計画と業務委託、土地測量登記業務委託、造成及び道路拡幅工事設計業務委託として2億2,000万円、複合施設建設予定地の用地費として9,800万円を計上しており、令和11年度の供用開始を目標に、令和8年度には基本設計を基に実施設計を進め、併せて建設予定地の用地取得を行ってまいりたいと考えております。

令和7年3月に策定いたしました複合施設基本構想基本計画では、外部有識者を含め、検討委員会と庁内検討委員会を各11回開催し、職員、住民アンケート、ワークショップ、住民説明会、パブリックコメント等を通じて、合意形成を重ねてきた経緯がございます。施設規模も基本計画において整理した諸室やホール等の必要機能を実現するために設定されております。

また、この複合施設基本構想基本計画を基に、令和7年度には、複合施設建設基本計画が出来上がり、さらに基本計画をともに進める実施設計では、建物を実際に建てるための工事に詳しい設計図をつくる段階となります。住民からの新たな複合施設建設を待ち望む声に応えるために、今後も尽力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

同僚議員も同様に質問されていますので、私のほうからは2点、令和8年3月5日に出された公文書記載の内容について質問いたします。

まず、チラシの内容の50億円もの複合施設を建設をしようとしていますという文面に対し、町の答弁、主張に関して補助金15億円、過疎債約35億円という説明が

あります。この補助金はどのような補助金でしょうか。国の補助金は何なのか教えていただけたらと思います。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（浜 屋）

今、国の補助事業ということで御質問いただいたんですが、12月の議会でも一般質問の中でどのような補助金を探していますかというような内容があったので、その当時お話ししたのが、国の補助事業で、新しい地方経済、生活環境創生交付金、第2世代交付金を活用できないかということで内閣府地方創生推進事務局のほうに個別相談会で相談しているという内容をお答えしております。

また、この事業については、昨年度末にも国のほうがまた違う推進対策本部を設置して、後継事業として新たな名称で地域未来交付金というのが創設されております。前回の事業を継続して行うような事業内容の補助金となっておりますので、この地域未来交付金が創設されておりますので、この事業の確保ができるように、今後も国等の相談会とか、情報収集にも努めたいという考えでおります。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）  
2点目です。

鹿児島県の想定では、大地震発生の場合、軟弱地盤による液状化のリスクが極めて高い区域に指定されておりますという問題点及び町の主張がありました。私のほうで鹿児島県の危機管理のほうに連絡をしましたが、どこか分かりませんでした。一体どういった情報からか教えてください。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

こちらのほうでも県のホームページを見て、軟弱地盤のところは色が違うわけでございます。そこを實際目にしておりますので、ホームページのどここというのはちょっと今この段階では御説明できませんけれども、また後刻改めて御説明させていただきたいと思います。

以上でございます。

議 長（田之畑）

それでは、ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 1 1 時 4 9 分  
—◆—  
再 開 午後 1 時 0 0 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速質問に行きたいと思えます。

まず、1 番目、行政の優先事項についてです。

タイムリーと言ったらいいのか、何にお金を優先的に使うか、予算を使うかなんですけれども、今、世界情勢を見てこの質問がちょっとタイミングよく合う事項が出てきました。今の世界情勢を鑑みて、ここ地方も何をすべきかというところで、東串良が具体的にどういう取組をすればいいかということはこの質問でさせていただくわけですけれども、ちょっとこれはもう絞りたいと思えます。

1 番の防災・減災について、そして2 番の農業についてですけれども、今の情勢を踏まえて、もう一つずつやっっていこうと思えます。

限りある予算から、その執行に優先順位があると思う。下記の2 項目について、その具体的施策を尋ねるということです。

(1) 防災・減災についてです。

いつも私はこれを言っていて備蓄との関連ももう何年も言わせていただいで、それでここに至っては、先々週かな、管轄の総務課に行っってちょっと情報提供したところですが、10 日ほど前に西日本新聞がその研究成果を出し、宮崎県立大学だったかな、それと産業能率研究所の二つで出して、私は大隅半島沖の地震も再三言ってますし、今度その研究内容が出たのがびっくりしたんですけれども、1662 年に外所地震というのがあって、その震源地が日向灘南部、そしてほぼ志布志湾沖、都井岬沖が震源地でした。その西日本新聞の記事の中には、その当時、宮崎はもちろん大隅半島にも多大な地震・津波の災害があったという記録が残っているそうです。なぜ鹿児島に記録が残っていないかというのは、島津による廃仏毀釈で神社仏閣にある古文書が全部焚書化されて廃棄されてないというところで、宮崎のほうから類推することですけれども、大隅半島にも言及がありました。多大な被害が出ているということが当時記事になってまして、特に震源地域で危ないのが都井岬ちょっと東のほうで地震が起きた場合は、10 メートル級の津波が襲うだろうという研究成果が出されております。それが10 日ほど前の西日本新聞の記事でした。

それで総務課さんにも行って、その記事をスマホからでしたけど、情報提供して、見てもらっております。だからこの防災・減災についても、私はチラシの中にも書きましたけど、下手するともう直近で地震が来るかもしれない。この概念で言っていないといけないんですよ。

そうした場合に、じゃあ、何をすべきかということですがけれども、これはちょっともう言っていないかというか、もう話を聞いたんですけど、昨日、建設課長に直接、一般質問がある前にお尋ねをしたところ、すごくいい返事をいただいて、私は、個人で書いたチラシにも書いたんですけども、大体、阪神大震災、それから東日本大震災、そして関東大震災も含めて家の倒壊によって人が圧死をされる。その後、火事が襲ってくるようなということで、家屋の倒壊による死亡率がめちゃくちゃ高いんですね。大体、阪神大震災も7割の人が家屋の倒壊による圧死で死んでるということですがけれども。であるならば、じゃあ、東串良が何をすべきかということで、耐震調査と耐震対策ですね。これを早く確実にやっていくかというところで、もう前もって言いますけれども、その件については、耐震対策、課長にお話を聞いたほうが具体性があるのかと思うんですけど、昨日話してくださった内容をここでちょっと教えてくださいませんか。これからの県の補助も含めて、そういう話をいただきましたけど。

議 長（田之畑）  
建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

この耐震対策につきましては、ただいま令和7年度で、町の耐震改修促進計画というのを策定中でございます。あともって出てまいります補正予算にも明繰予算として令和8年度にその事業については、繰越しを行うように今行っているところですがけれども、それと併せまして、令和8年度の当初予算につきましては、耐震改修の補助金というのを令和6年度から創設しておりますけれども、その中で令和8年度に限って、県のほうが負担率を上げた状態で補助金を出すということを伺っております。町のほうは、負担する額については、前年度と変わらない状態ですがけれども、国と県でおおよそ85%の補助金を交付してくださるという予定となっております。これはあくまでも当初予算が通っておりませんので、まだ確定ではございませんけれども、当初予算が通った後には、そのような補助金を交付できるんじゃないかと考えております。それで、耐震改修促進計画を策定することによって、町内の耐震改修をしないとけない家屋については、耐震調査並びにこの改修を促していくように考えておるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

これはもう本当に大切なことでありまして、徳島県だったかな、あそこはもう南海トラフ地震について、四国、和歌山、静岡、あそこはもう真剣に今事前防災という形で取り組んでいますけれども、これは私ちょっとうっかりして忘れてしまったんですけど、徳島県だったかな、耐震調査に対しても、それから耐震対策にしても、まちがほぼ100%全額補助をするというところが出てきたんじゃないかなと、ちょっと記憶が曖昧なんですけれども。いわゆる町単独の防災に対する予算の充て方ですね、これを真剣に考えていかないといけないかなと思うのは、やはり一番やっぱりやばいのはゼロメートル地帯にほぼ近い柏原地区なんですね。だからあの近辺の方々があの階段を上って松林の上のほうまで行くというのは、なかなか大変みたいです。はっきり言って登れない方もいっぱいいらっしゃいます。だから、そういうことを含めて、もう具体的な地震・津波対策に移っていく時期に来たと思うんですね。

私が議会だよりも書きましたけど、要するに去年、NHKで何回も放送された浮揚式シェルターですね、これが今すごくもてはやされておりまして、要は逃げ遅れた人がそのシェルターに入ってハッチを閉めると、どんな大津波が来ても回復性があってひっくり返っても必ず中の人は安全だという触れ込みで今話題になっております。それで去年6月に日南のある民間の施設がそれを取り入れていらっしゃいましたので、それを見学に行ってみたら、本当にもう合理的で、逃げ遅れた方がそのシェルターの中に入ると、ほぼ100%助かるという、さっき言いました触れ込みです。

だから私が思うのは、その耐震対策、耐震調査と同時に今、課長がいい返事をくださいましたので、もう一回繰り返すと、それを町単独の補正というのかな、町単独の支援金という形でやるのと、ちょっとこんがらがってしまいましたけど、その浮揚式シェルターが1基が大体1,000万円弱、いろんなアタッチメントを付けていけば1,000万円を超えますけれども、大体最低限人を救助できるのであれば、900万円ぐらいでできるということをメーカーから聞いて、ずっとチェックをしてまいりました。だからそれを安いか高いと思うところなんですけれども、柏原の例えば洲崎、倉下、あの辺には高齢の方々がいらっしゃいます。どうしても松林に逃げ遅れた方、そういう方々が最終的に、すぐそこに、どこにでもかけ置きできるんですね。広場があれば。そこで大体10名、もしくは中ですけど20名の方が避難できるということです。一つが1,000万円弱、これも真剣に考慮していったらいいんじゃないかなと。例えば柏原地区に置いても1個1,000万円だとしても3基備えれば3,000万円、これを安いか高いかと思うことだと思えます。

それでもう一つ委員会でも出たんですけれども、計画の中に挙がっていたという柏原地区の消防署、この消防署も上の新町のほうに高台に移動する形がうたわれておりますけれども、それと一緒にかねて、そこを防災拠点としてもう出ているわけですから、計画に。それも早く実行に移すべきじゃないかなと思っております。

もう一回繰り返しますけど、柏原地区の耐震調査、耐震対策、そして浮揚式シェルター、そして消防署を上を上げて、この三つで東串良のまず津波の洗礼を受ける柏原

## 会 議 の 経 過

から対策をしていくと、そういうふうをお願いしたいんですが、どうですかね。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

これは議員、防災・減災についてでよろしいでしょうか。

まず初めに、防災・減災についてでございますが、近年、社会情勢や気候の変化等によりまして、災害は複雑多様化しております。本町の予定も災害から地域住民の生命、身体及び財産を守るために消防防災力の一層の向上が不可欠でございます。そのためハード面では、これまで下伊倉地区津波避難タワーや防災センター、防災庁舎など避難所を兼ねた防災拠点の建設や消防車両の定期的な更新による消防力強化を図ってまいりました。

また、ソフト面では、自主防災組織の活動を推進しております。令和8年3月1日現在で86の組織、87%が設立し、自主防災力を行っております。特に豊栄地区では、豊栄上、豊栄の中振興会を中心とした平成31年3月に豊栄地区防災計画を策定し、地区内での防災組織の編制や役割分担など計画書に明文化することで、地区内の活性化と地域力、福祉力向上に努めておられます。

令和8年度におきましては、自主防災活動のさらなる強化のため、個別避難計画の呼びかけや作成、支援、消防団や町民による町内一斉防災訓練及び大学教授などの防災有識者による講話、備蓄保存食等の購入、別府原分団タンク車の更新をしております。今、議員おっしゃいました柏原地区については、消防詰所があるところはゼロメーターです。本当におっしゃるとおり大変な状況でございます。そういうことで、まづもって、今農業委員会とも調整中でございますが、今、上のほうが砂採取が大分多く行われておりまして、砂採取をやっていないところを今模索中でございます。そういうことで今検討中でございます。前向きに進めるように今指示しております。

以上でございます。

4 番（瀬戸山）

浮揚式シェルターと耐震調査、耐震対策。

町 長（宮 原）

そこはまた担当課で宮崎県の日南のほうに一応研修に生かして、視察していきますので、一応見てみないことには、百聞は一見にしかずですので、行かせて検討させていただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

概要は、去年の116号議会だよりも、私がコラムのところに書いておりますので、見て、そこに老人福祉施設の名前も全部書いてありましたので、早急にしていただきたいと思います。三つ置けば3,000万円で済む事案です。

それから農業についてです。今世界情勢を見ていただければ分かるように、私も昼間はずっとスレッドとインスタグラムと動画を見てたんですけども、本当にやばいことが起こるかもしれないという前提の下で、町の皆さんも私にいろんな方がメールをくださって、もし油がストップしたら、食料がストップしたら、水が調達できなかつたら、エネルギーが調達できなかつたらどうするのという形、世界がこういう情勢にありますけど、前に私が言いましたシンク・グローバリー、アクト・ローカリー、世界を見て、足元で戦えという言葉ですけども、今それこそ世界を見て、今地方の我々が何をしなければいけないかということを実際に考えるべきときが来たんだなと思っております。

農業については、みどりの食料システム戦略について、いろいろこの前、東串良の方が鹿児島県に行かれて、今の農業の問題点を議論するというか、その勉強会があったんですけども、それを今資料をもらいまして、今ここにあるんですけど、今日は時間がないので割愛しますけれども、要は、みどりの食料システム戦略を利用して、制度を利用して、食の安全と食料調達をどうするのか。食料安全保障という言葉が昨日、一昨日の朝もニュースで出ました。もう何が起こるか分からない。このとき我々は準備ができておりませんでした。それに対して何もできませんでしたという行政であってはならないんですね。

だから、あらゆる危険想定をして、あらゆる準備をしていかなければならないと思っているところです。それに限って今日一つに絞ると言いましたけど、要は農業についてですけど、農業については、まず水田に関しては、水問題です。これはいつも言ってることでパイプラインがもうここ二、三年、よくよく詰まり出してきたと。やっぱり土地改良区の人たちに来てもらっていろいろやってるわけですけども、その件についても二、三年前から、建設課長にはいろいろとお話をさせていただいて、それなりに課長もいろいろと勉強して、いろいろ答えをくださっております。要は水問題なんですね。水がないと、もう水田もできない。それでこの件について、例えば、私は提案として、去年、一昨年買った6,000万円の水中ポンプ、あれはオランダ製、あれが6,000万円でしたけど、あれもやっぱり三つ、四つ買うべきじゃないかなと。というのは、あれは汎用性があるんですね。ただ、水がたまってる水没したところを水揚げをして、水だまりを解消するような形だけじゃなくて、あれがすばらしかったのは、汎用性がある。つまりフランジ、分かりますよね。ただくみ上げるだけじゃなくて、それも建設課長をしてくださって、もうびっくりしたんですけど、フランジというのは、例えば圃場整備のパイプラインで、発電機なんかの情勢で電気が来なくなりましたと。電気が来なければ、ポンプが回らなければ水田には水が回りませ

んよというところで、そのポンプを使えば、汎用性、つまりフランジと言うんですけど、そのポンプとパイプラインの継ぎ目を口径合わせの、それをフランジと言いますけど、それをつなげば水がない場合には、その水中ポンプを使ってパイプラインに水が流せるんですよ。ここがすごいなと思っていたら、そのときのメーカーの人に聞いたらできるとおっしゃったんですけど、そうしたらそれもちょうともう試験済みだと課長が言ってくださって、もうびっくりしました。そういうことが想定された場合に、対応できるんですよ、水不足が来たときに。

それから、私は今水中ポンプと、それからもう一つ発電機、どうしても今、水源地が岩弘、また・・・聞き取り難し・・・を含めて今2か所稼働してて、それから雪山、それから溜水がありますけれども、やはりもし停電したときに、水がないと何もできませんので、例えば今停電してしまった場合に、北海道の脊振山があったときに、1週間止まった時に、結局二、三人しか対応できないそうです。今の標準の考え方の発電機は、今全部発電機がついてますけど、これもタンクを大きい容量にするとかして、最低1週間、10日対応できるような供給体制をつくっていかないと、もし何かあったときに、うちのいところが東日本大震災に遭ったとき、水と電気が10日来なかったそうです。人生観変わったと言いました。トイレを使えないときの苦しさというのは身をもって分かったというんですよ。東串良の上水道の復旧率は大体9割を超えていると思います。そうなった場合に、何かあったときの対処、水だけは確保できるという気概で水道課の方も含めて、その対処策を考えていかないといけないと思っているんですよ。

だから要は予算を何に使うべきかというのは、そっちのほうからやっていかないと、これが優先順位だと思います。下手すれば、今ホルムズ海峡を含めて、あの近辺の状況を踏まえると、ニュースで言い始めましたね、食料安全保障という言葉が出ましたけれども、なぜなら化成肥料も下手すると枯渇するかもしれない。もう既に化成肥料も値上がりが今言われております。軽油も一昨日から値上げをしました。ガソリンもここ一両日に20円から25円上がるんじゃないですか。これは大変なことなんですよ。だからこれを確保するためには、準備をしていかないといけないんですよ。だからこの前、一昨日の委員会で言いましたけど、国がやるべき準備と、そして地方の我々がやる準備と両方でいかないといけないんですけども、我々ができることをやっていく。そのためには、十分なこれから危機管理、危機管理をいつも言ってきましたけど、危機管理の時代に入ったときに、この予算の使い方、これが優先だということをおっしゃっていただきたいと思いますね。

以上です。

それで建設課長には、もうこれもびっくりしたんですけど、昨日も確認したんですけど、例えば水源地が三つあったとして、下流のほうに落としていくんですけども、何か不備が生じて、どっかが水が出なくなった場合には、要するにバイパスですね。横にパイプをつないで、そこは融通し合うという形も考えております。これも危機管理の一つですね。すごいことをされているなと思ってびっくりしたんですけど。そういう意識を持っていらっしゃるんだと思えば、自分たちも、さらにそれに呼応する形

で意見具申というのを勉強してやっていかないといけないと思います。

本当に東串良の町民の生命と財産を守る、これが最優先だと思っております。

以上です。

だから、さっき言いましたけど、課長には、昨日この二つの問題についてもお答え  
いただいております、この農業についての水、パイプラインの問題について一言お  
話ししていただいているいいですか。

議 長（田之畑）

建設課長。

建設課長（寺 園）

お答えいたします。

農業水利施設の用水であります、土地改良区が所管する施設でありまして、日常  
の軽微な修繕や点検については、土地改良区が行っております。

また、大規模な更新や保全に関しましては、土地改良区から要望等があれば、鹿児  
島県が主体となって対応していただくということを認識しておるところでございます。

議員お尋ねのパイプラインにつきましては、本町に設置されているパイプラインで  
最も年数が経過し、古い施設は川西地区のパイプラインであります。運用を開始して  
現在26年程度経過しておりますが、機能診断の対象となっております。パイプ  
ラインの耐用年数は30年ということで示されております。耐用年数到達後に要望等  
があれば、機能診断、保全計画、水利施設等整備事業などにより更新・修繕と、鹿児  
島県を主体に段階を踏んで年次的に事業が進められていくというふうに県のほうから伺  
っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

そういうふうにラディカルにどんどんやっていただければ、本当こんなありがたい  
ことはないかなと思っています。だから議会のほうからも、危機管理としての水対策、  
そういうことをどんどん私も言っていこうかなと思っています。

次に、複合施設についてです。

今言ったことと関連があるんですね。だから複合施設は、一言で言えば大き過ぎる。  
私もちょっと意見が変わったわけですけども、つくらないとはもう言えなくなった。  
古いからいろいろ考えていかないといけないというんだけど、いつもこの問題になっ  
たら、チラシについても、規模が大き過ぎるんですよ。ある人が言われました。50  
億円といったら、普通東串良だったら庁舎の建て替えかなと思ったと言われるん  
ですね。庁舎とそれから複合施設、どちらが主か従かということですけど、主だったら5

0億円の庁舎建設だったら分かるけど、本当にそうなんですよね。

最近、世のトレンド、テレビでよく特集されるようになりました。全国各地で、そういう大きな市庁舎建設、そしていろんな複合施設関係がどんどん中止になっております。自分がお願いしたいのは、やはりここで勇気を持って、1回リセットする形で小さめにやるべきじゃないかなというのは、例えば直近では、東京小金井、埼玉の北本、登米、それから北海道の八雲町は後から言いますけど、それから茨城の鉾田、もういろんなところで計画が中止になっております。それで皆さん、先々週ありましたよね。北海道八雲町、7分間のテレビ朝日ANNの特集が組まれましたけれども、あそこも入札の段階まで行って中止ですよ。あれは何かといたら町民の皆さんたちが発起して何をやっているんだという形で、あのとき町長が申し訳ございません、白紙撤回いたしますと。それにかかった隈研吾さんの設計費用が1.9億円、ほぼ2億円、これをドブに捨てたという表現をされましたよね。こうなっちゃいけないんですよ。それでNHKが先週の木曜日か金曜日、それは自分たちが議会で研修に行った石巻だったんですけども、私が今週の初め、月曜日の朝、NHKが特集を組んで、それは釜石でした。それで震災復興で、大きなものが建ち過ぎてしまったということで、そのときの市長がインタビューに答えていました。あのときに震災復興で国からいろんな助成金をもらっているものをつくったのはよかったけど、あのときに小さなものをつくるべきじゃないかという議論がなかったのはいけませんでしたというインタビューがありました。要するに今、ランニングコストを払えなくなっているんですよ。15年たってからですよ。先週の石巻は私は見てませんでしたけど、それもネットで見たら出てきました。維持運営費に往生していると。釜石ももちろん御多分に漏れず。これを考えたとき、後から財政問題、この後に言いますけど、変更ということも考えないと。これも北海道八雲町に対して、ユーチューバーがいろいろ、もうユーチューブも始まっているんですよ。これらへのコメントを出しているんですけど、このユーチューブの表題が、要するに北海道八雲町のことですけど、止めて正解。隈研吾監修の八雲町役場庁舎白紙撤回。1.9億円設計料はドブへということになっているんですね。これ今私が言いましたことを議事録を見て、あるいはユーチューブを見て、これもユーチューブを検察してみれば出てますので、見てみてください。やっぱりいつも言ってる維持運営費なんですよ。つくるなとは言っていないんですよ。規模が大き過ぎるんですよ。だからさっき言ったように垂水の庁舎にしても、東串良でも高いなという、3,000平米で41億円。だから今ここに書いてありますけど、だから3,000平米で41億円ですよ、消費税込みで。ということは3,000平米に何かを掛けて38億円という金額が出たと思うんですけど、要するに床面積なのか、延べ床面積なのか、あるいは別の項目があるか分かりませんが、だからその38億円の根拠となった計算式なり、それを今までお示しすることはできませんと企画課長が言われてますけど。だからその38億円、具体的に出た金額だから、計算式があるはずなんですよ。それが無いといつもおっしゃっているんですけど、そんなのは世の中で通るのかなということなんです。もう一回聞きますね、その件。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

これは38億円の根拠、積算、積み上げた計算式を提示できるかでいいですか。

令和7年3月に策定されました東串良町複合施設建設基本構想基本計画に記載されている概算事業費を示しているものと答えさせていただきます。

この質問については、昨年12月議会の一般質問でも同様の質問を受けておりましたが、回答については、次のとおりでございます。

38億円の積算の根拠は、基本計画本編の42ページ以降に記載されている複合施設の機能や諸室の基本機能、建物の延べ床面積を想定し、類似規模、類似機能の公共施設整備の実績単価や国、県等が公表している公共建設工事の標準単価を参考に、1坪当たり建築単価を設定し、延べ床面積を掛ける単価という形で建築工事費は算定され、外構整備も1平米当たりの単価を設定し、算定されております。

これらの積算方法は、基本構想基本計画の策定業務委託事業の受託者において、委託業務内で示されたものでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからそれを見せてくださいと言うんだけど、ないですとおっしゃったんですよ。これは議事録に残っておりますよ。ないものは出せませんと言われました、企画課長は。あるんじゃないですか。だから、これ、誰かが計算したわけですよ。だから最初、ランドブレインと安井設計さんが成果物として出しているわけでしょう。その成果物を見せてくださいというだけの話ですよ。なぜそれが出せないんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

瀬戸山議員のほうからこの基本計画に基づいて算定した38億円の積算根拠が、私が先ほど瀬戸山議員は、計算式はないというふうに私が言ったというふうに言っていますが、計算式については、先ほど町長が答弁したとおり、12月議会のとき答弁した内容と一緒に。必要となる建築単価を前回の受託者である業者のほうで積算をし、単価を求めて、それに対して基本計画に記載されている延べ床面積に対して、概算費用は計算しております。そして成果物のほうに、それらの計算式の根拠はあるかとい

## 会 議 の 経 過

うことでおっしゃられているようですけれども、そういった資料はありません。ただ、この委託業者のほうに概算費用を求めてくださいというのは仕様書には記載しておりましたので、事業者のほうでその概算事業というのを求めて、提示がなされている数字であります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

それがおかしいと言ってるんです。だからランドブレインと安井設計の成果物の中には、38億円という金額のみがあって、計算式も根拠もないということですね。これ、38億円というこの大きな金額で事業が動いているんですよ。38万円じゃないですよ。380万円じゃないですよ。この38億円、消費税を掛けて約41億円、これが根拠が示さない、そして数式がない、こんなのを町民の皆さんが受け入れると思いますか、町長。

議 長（田之畑）

企画課長。

4 番（瀬戸山）

いや、町長に聞いてますよ。

町 長（宮 原）

議員、すみませんが、ここにいる説明員は、説明責任で来てるんです。暇で来てるんじゃないです。私の代弁者です。それだけ御理解ください。笑っている場合じゃないですよ。

議 長（田之畑）

いや、町長。町長の説明で来てるんだから、町長が企画課長なら企画課長に説明をさせますと言わなくちゃいけない。

町長。

町 長（宮 原）

企画課長に説明させます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

瀬戸山議員のほうとしては、成果物として資料がないかということをお求められていると思うんですけども、そういったところはありません。これは事実です。それでここで町長が先ほど述べたとおり、積算根拠については、前回の基本構想基本計画の策定業務委託業務の中において、受託者のほうで算定してもらっているところです。

議長、お願いなんですけど、この水かけ論争になってしまっているところがあるので、執行部としては事実として答弁しておりますので、積算の部分については、そのところを整理をお願いしたいと思います。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

水かけ論争って、さっきの町長の答弁にもびっくりしましたけど。だからそういう答弁だから水かけ論争になってしまうんですね。だから根拠がない38億円のお金で事業を動かしているわけでしょう、41億円。それを私が議員として町民の皆さんに、それは何なのと言われたら、私はどう答えたらいいですか。こんなの通りませんよということなんです。3,000平米掛けるの何かがあって38億円でしょ。例えばいろいろ調べてみました。さっき規模が大き過ぎるということで、垂水の庁舎はひっくり返った、住民投票でひっくり返った垂水の庁舎が大体6,000平米で大体40億円だったそうです。そして南大隅町も今度二、三年前までやりましたよね、庁舎建設をやり直しました。あれで大体20億円だそうです。だから庁舎でそれぐらいで済んでいるのに、何で東串良だけ、複合施設、主と従と言いましたけど、複合施設、これで何で50億円とも言われる根拠はそこなんです。であれば、その50億円、41億円を含めてもろもろで50億円というわけですから、その根拠を示せないということはあり得ないんですよ、これ。おたくらが言っていることがでたらめなんです。こんなのが世の中で通るんですかということですよ。それを町長に聞いたかったの、これ。常識論で、一般論で。こんなのが通るんですか、世の中でということですよ。根拠のない38億円ということになりますよ。根拠ない38億円で何で事業を起こせるんですか。大変なことですよ、これ。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午後1時40分

— ◆ —

再 開 午後1時44分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

もう言いようがないですね。時間がなくなってくるよな。こんな答弁を求めたわけじゃないですよ。だから、X掛けるYは38億円、Yが3,000平米だったらXが何なのかということを示せない。こんなおかしい話はないんですよ。これ後ろに来られている傍聴の方々は納得されると思いますか、町民の皆さんが。この件は一応保留という形で、これ、町長、これ責任問題に発展しますよ、本当に。自分はチェックしてるんですかということですよ。前は何かあったときは、責任を取るとおっしゃったからですね、考えておいてくださいよ、これ。大問題ですよ。

次に行きます。

次は、予定されている財源の内訳を尋ねるです。

これを基にして、この前、池之原総合センターと柏原の農業改善センターであった住民説明会の資料を基に今から質問させていただきます。

今朝ほどいろいろあるんですけど、同僚議員がここに示されている国と補助金というところで、地域未来何とかいう助成金、補助金があるということでしたけど、これが15億円、これが国からいただけるということですね。これ、15億円いただけるという確証はあるんですか。確定されているんですか、この話は。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (浜 屋)

補助金は、補助金申請を出して、国からの内示がないと確定になりませんので、まだ申請段階には来ておりませんので、確定もいただいておりません。

議 長 (田之畑)

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

ということは、住民説明会で示された資料、数値ですよ。まだ確定でないのに、ここに載せられたということ。もし確定せずに、もしもらえなかったらどうなるんですか。そこまでちゃんと準備しておかないといけませんですよ。もらえなかった場合にはどうするんですかということです。100%あるんですか、確証が。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長（宮 原）

お願いに行かないともらえるかももらえないか分からないものですから、今から行くんですよ。お願いしないことには、それはかなわないことです。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いや、その予定で今予算を組んでいるわけでしょ。だから今からお願いに行ってももらえなかったら、ここに15億円でちゃんと具体的に数字を出してますよ。もらえなかったらどうするんですかというんですよ。もらえなかったら、もしこの15億円が外れたら、10億5,000円払えばいいと言われてるみたいですけど、ここでもし15億円もらえなかったらどうするんですか。もらえなかったらの話で教えてください。何かほかの財源があるんですか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

その財源の内訳につきましては、町といたしましても全て一般財源を使うわけではございません。当然事業を始める前には、様々な財源というものを当然考えるわけでございまして、この複合施設を建設をする中で、どういった補助金があるか、どういった地方債があるかということは、十分に検討を当然事前にするわけでございます。それで職員のほうも東京に出向いて、その担当者といろいろと打合せをしたり、話も聞いたりしております。それから県庁市町村課にも出向いて、過疎債のそういった話も聞いております。そういった内容を聞いて、一応説明会の中でも提示しているわけでございまして、そのもらえなかったらどうするんですかというマイナスのことではなくて、町に負担を与えないように実質的な負担が少なくて済むように、こちらも国の関係機関と事前に協議をしているわけでございまして、それで正式に今度は予算が通らないことには申請もできないわけでございます。当然事前に協議はしておりますので、国の担当者とも初めて顔合わせというわけではございませんので、そのあたりは理解をいただきたいと思っております。十分に町としましても補助金にしても、過疎債にしても確保できるような形で取り組んでいきたいと思っておりますし、また今回、本町が考えている過疎債につきましては、特別マネジメント分ということで、これにつきましては、例えば、県に過疎の枠が配分された場合に、要綱の中でこういった特別マネジメント分につきましては、優先してつけると、同意の額をつけるというような内容に

なっているようでございます。それを優先して、そしてその余った分につきましては、通常の過疎債分をつけるというような流れになっておりますので、予算が通りましたら全力を尽くして財源確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今の総務課長の答弁からしても、その予定ですというような感じですよ。それでここに書いてありますね。ただし、総事業費の3割補助を想定した場合ですよ。次の地方債のこのところにも元利償還金の7割が国から交付税措置をされるものを活用した場合と書いてあるんですよ。場合だから、こちらとしては、もらえないこともあるんだということを考えてしまうわけですよ。だからそれを言ってるんですよ。15億円もらえなかったらどうするんですかと。いや、大丈夫だ、大丈夫だ、お願いしているから大丈夫だ。こんないいかげんなことでは駄目ですよ。

それで10.5億円払えばそれはよかち、全然変わってきますよ、ここ。それで過疎債と、そういう特別の今の地域未来何とかという助成金、国の補助金に同時に二つももらえるんですか。それもちょっと聞いておこうかな。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

補助金が確定をしましたら、その補助金分を除いて、その残りの部分につきまして過疎債を申請をするということでございます。

それで先ほども申し上げましたとおり、何とかの場合とか、そう言わざるを得ないわけですね。まだ予算も確定してないのに、申請をすることも町としてはできません。しっかりと予算が可決をいただけるならば、次の段階として正式に申請をしていくわけでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

何度も言うじゃないですか。これたちごっこになるんですけど。確定してないわけでしょ。それでもしてもらえなかったら、どこからこの財源を充てるんですかということですよ。生成AI、Geminiに聞いてみたら、この15億円というのは、結

局一般財源化するんじゃないかなと、G e m i n i もそういう答えを出したんですよ。だから今、この15億円が駄目だったことを考えて、そしてこれが駄目だった場合には、全て過疎債に依存するわけですよ。過疎債に依存した場合に計算したんですけど、もう時間がないからあれですけど、8億円お金が合わなくなってくるんですよ。49.3兆円、今時間がないから言いますけど、だからとてもはっきり言って、本当に無理強いした計画なんですよ、これ。ずさんと言ったらずさん。だからもらえないかもしれないものをもらえるという形で進めている。これ見切り発車じゃないかな。だからもらえなかったときのことを想定したケースも考えておかないと。だから私の問いかけがそうだったからかもしれないけど、もしこの15億円をもらえなかった場合には、一般財源からという答えを、私の問いかけがそうだったからなのかもしれないんですけど、なった場合には、これはしっちゃかめっちゃかになりますよ。

次に行きます。ここも問題です。もらえなかった場合、どうするのという答えが出せてませんからね。これは責任問題ですよ。時間がないから次に行きますね。

総務課からの資料の中に、今度の当初予算の中で、今、町に借金が幾らあるかといったら104億円です。これは考え方をここで整理して言いますけど、50億円をお金は10.5億円出せばよかかということですけど、これは考え方ですけど、要するに104億円の借金があって、今度のこの50億円というのを起債しないといけないんですよ。起債というのは、町長、どこかからお金を借りないと、まず用立てをして借りないといけないわけですよ。その後に年間、30年間償還ですから、年間1億ちょっとずつ返したとして7割償還があるから、それでやっていく。8,000万円ばかりは国が払ってくれるから3,000万円ぐらい払っていけばいいという、こういう考え方でいいのかなと思うんですけども。金利を含めた計算、だから今104億円、それで50億円で154億円、こうなった場合の金利計算を含めた償還のシミュレーションはあるんですか。先に時間がないから言っておきますけど、金利というのは公定歩合に準拠するわけですよ。だから30年もの国債の今金利、利回りが幾らかということ調べてると3.5%ぐらいなんですよ。日銀なんか0.25単位でどんどんしますけど、0.25ってこれ物すごいことなんですよ。だからこの前、日銀総裁が言いましたけど、何年かけたか分からないけど、0.75の金利で、国が日本政府が今470兆円お金をためたそうです。だからお金をためて預けるほうには、どんどんお金が膨れ上がるけど、何を言いたいかというのは、反対に借金をしてしまった場合の今の金利はどうなるか。元本を含めた複利計算をしていかないといけないんですけど、それをちゃんとやっているのかということなんですよ。これ3.5というのは大きいんですよ。大き過ぎるですよ、これ。今、10年もの国債利回りが大体2.5まで来ました。これも大変なことなんですよ。3.5、今30年もの国債利回りがこれに準拠してしまえば、昔、50年ぐらい前、覚えていらっしゃると思うんですけど、あのときの利子が大体6%、そして例えば100万円預ければ、10年後には100万円が200万円になると言われていた時代があったんですよ。6%ぐらいで。今度30年お金を借りて、その利回りが3.5になった場合の、これは私は計算していません、そちらがしないといけないわけですから。どういう数値が出てく

## 会 議 の 経 過

るかということなんです。これ104億円というのもちょっといろいろと調べて出させてもらいましたけれども、この近辺でも突出してますね。今度50億円起債するんですよ。そこに金利が乗っかってくるんですよ。金利は一般財源から払わないといけないということですね、町長。町長もそれぐらいの知識がないと駄目ですよ。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
総務課長に答えさせます。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

ちょっと確認をさせていただきたいんですが、今町債のほうが100億円とおっしゃいましたけれども、104億円、どこから持ってこられたんですか。ちょっと教えていただけないでしょうか。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
総務課の資料にあったんですよ、104億円。それは私の見間違いですかね。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（中 島）

今回の当初予算の数字を使いましょうかね。当初予算書をちょっと開いてもらえませんか。一番最後です。当初予算書の一番最後のところです。これは当該年度令和8年度の現在高見込額ということで、トータルで69億274万5,000円、今これだけ借りているというわけではございませんよ。当該年度、当然起債するものもあるし、返すものもあります。そういった中で令和8年度末で現在のところ、当初予算ベースでは69億274万5,000円ということになっておりますので、まだ100億円には達していないというところでございます。

それで先ほど議員が利率の関係も申されました。当然複合施設の工事費はまだ出てきません。今回は実施設計の予算が土地購入とかこの前全協でもちょっと説明をさせていただきましたが、そういったものが入っております。本体工事はまた実施

設計が可決されて、また工事のほうも可決されれば、さらにまた上乘せがされて100億円というふうに、100億円程度になると思いますけれども、町としてはやはり有利な地方債を活用しておりますので、その中で一番大きいのが過疎債でございます。借りても全てを町が払うわけではなくて、元利償還金の7割が交付税措置をされまして、はっきりと7割分も返ってきますし、その利息分も7割交付税措置をされます。ただ、金額全体は、例えば100億円と言われましても、その中のほとんどは有利な起債を町は活用しておりますので、全てを町が負担するわけではございません。率も一緒でございます。例えば3%であれば、町の実質的な負担は大体1%程度だということになりまして、そういったことを考えましても、複合施設を仮に進めていったと、建設が最後まで進んだとした場合に、実質公債費比率も高くても毎年別途の過疎債を3億円使ったとしても、据置期間にもよりますけれども11%、あるいは12%で推移をすると。ですから健全化使用の25%と35%がありますけれども、遥かに下回る数字でございますので、そこあたりもしっかりと町としてもシミュレーションをしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

もう時間がもうなくなってきました。

というところで、今回は財政についても言及したところですが、ちょっとそごがあっつかみ合わなかったところもありますけど、要は、最後言わせていただければ、さっきも言いましたように、いろんなところで、八雲町にしても、さっき言った茨城の銚田、登米、全部入札の段階でひっくり返るんですよ。だから皆さん言われます。物理的にもしよせん無理なんじゃないかなと。生コンが一時期1万幾らぐらいあったのが、今度4月から3万円ですよ。軽油も上がったと言いましたけど。アスファルトの乳剤が3倍になるそうです、4月から。アスファルトの乳剤は舗装に使う具材ですね。そうなった場合に、なぜどこそこで全部入札が不調になって、頓挫してしまうのか、大型建物が。だからそのときに大きなものをつくり過ぎて、しわ寄せはおたくらじゃないんですよ、町民ですよ。子供、孫の時代にどうなるんだろうかと。さっきの月曜日のニュースであった釜石、15年後にして今発覚したんですよ。財政難に陥っていると。だからさっき言った私が言ったGeminiにしても、生成AIのChatGPTにしても、やってください。東串良の複合施設をどう考えるかと。みんな一様に出てきますよ。これから人口減少の中、財政難に陥るであろうと。人口も実質、この本会議中で分かりました東串良の人口、6,000人を切りましたね。そして今ほとんど多死社会であって、何年後でしたっけ、4,000人台に陥ると出てましたけど、こういうときにやっていけるんですかということですよ。人口のことも考えてみてください。6,000人を切ったんですよ、もう。今まで6,300人、もう6,00

## 会 議 の 経 過

0人切ってますよ。だから無理なんですって。後から孫の代に、大きな負債を残さないようにしないと、本当に無責任行政と思われるですよ。責任は誰が取るかなんですからね。

以上で終わります。

議 長（田之畑）

最後になりますが、次に、6番 西園貞美議員の発言を許します。

6番 西園議員。

6 番（西 園）

それでは、通告に従い、質問いたします。

町長の簡単明瞭な答弁に期待したいと思います。

まず、農業公社について。

農業公社をつくることはできないか。町長にお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

農業公社につきましては、農地の集積、集約化の促進、作業の受託、農業機械の貸出し、新規就農者の育成・確保等、地域農業の振興や課題解決の一つの手段として、認識しております。

現在、農林水産課において、全ての機能を兼ね備えた大規模な農業公社ではございませんが、施設園芸を対象とした町内外からの新規就農、希望者に対する栽培技術、経営技術等を学ぶための研修施設について制度設計に取り組んでおり、大隅地域振興局農政普及課、JA東串良支所にも参画していただき、協議を行っているところでございます。

制度設計につきましては、研修に関わる人材、人員、体制、研修用ハウスの確保、住宅の確保、運営、経営等、様々な課題がありますが、先進地の情報収集や関係機関との十分な協議を行い、検討してまいりたいと考えております。

これで終わります。

議 長（田之畑）

6番 西園議員。

6 番（西 園）

町長の今の答弁を聞いてちょっと安心したところでございます。我がまちの基幹産業は農業です。平成4年3月に、東串良のピーマンは県のブランド指定を受けて、県

## 会 議 の 経 過

下で第2号でございます。ピーマンといえば、東串良というイメージだったんですけども、今は残念ながら他の産地でございます。ピーマンの現在の我がまちの面積は、19町歩、大分減ってまいりました。今、農協に集荷される面積、これが今29.8町歩、吾平、それから肝付町、お隣の串良、そこを合わせても29.8町歩、大分減って、いけんなつかいという感じでございます。やはりピーマンの面積を増やす方法は、農業公社をつくって、今の町長からの話であったように、新しい仕事をする仲間を増やして、その期間中は、1人幾らとか、担当は幾らとか、助成をするような形で農業公社を進めていってもらいたいと思います。農業公社をつくるのがやはり産地を守る、あるいは産地を支える一つの条件になるかと思います。町長の今の考えを聞いて、ほっといたしております。どうかこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩したいと思います。

休 憩 午後2時10分

— ◆ —

再 開 午後2時19分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第9号）

議 長（田之畑）

日程第2 議案第7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第7号 令和7年度東串良町一般会計補正予算(第9号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第8号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第8号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第8号 令和7年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第9号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第9号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第9号 令和7年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第5 議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第10号 令和7年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

会 議 の 経 過

次の本会議は、3月17日午前9時30分より会議を開きます。
本日は、これで散会します。

散 会 午後2時23分
地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

東串良町議会議長

東串良町議会議員

東串良町議会議員

令和8年第1回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和8年3月17日 午前 9時30分
閉 会 令和8年3月17日 午前11時02分

出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

9番 宮地利雄 1番 上池勝彦

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 倉ヶ崎 和 治 書記 清 瀧 美東士

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原 順	住民課長	有 嶋 義 昭
副町長	大園 保 広	企画課長	浜 屋 啓 子
教育長	金 久 三 男	まちづくり推進課長	上 原 久
会計管理者	前 田 秀 一	農地課長兼農業委員会事務局長	上 野 勝 志
総務課長	中 島 孝 一	管理課長兼学校給食センター所長	中小野田 輝幸
農林水産課長	瀬戸山 雅 樹	社会教育課長	吉 留 潤一郎
福祉課長	小林 真紀子	総務課長補佐	上 野 史 生
税務課長	西 田 博 文		
建設課長	寺 園 竜 二		

議 事 日 程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会 議 の 経 過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第 1号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて
- 日程第 3 議案第 2号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 4号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 5号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第11号 令和 8 年度東串良町一般会計予算
- 日程第 9 議案第12号 令和 8 年度東串良町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第13号 令和 8 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算
- 日程第11 議案第14号 令和 8 年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第15号 令和 8 年度東串良町水道事業会計予算
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査の件

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに、議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。  
議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することに  
したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。  
ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣  
議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決  
定しました。

~~~~~

◆ 日程第2 議案第1号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについて

議 長（田之畑）

日程第2 議案第1号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを
議題とします。
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっております

ので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

過疎計画事業に基づいて過疎地域持続的発展計画を定めることというのは重要だと思っております。この内容について行政の現状というページがありまして、行政体制の整備や行財政基盤の強化が不可欠である。適正な人事管理や行政事務の見直しを行わないといけない。また、自主財源である町民税、備蓄基地関係の固定資産税はここ数年減少傾向、経費削減が必要となるなど効率的で持続的な行財政の強化を図ると書いてあります。その中で、本町の過疎事業計画、こういった文言に対する計画のほうがかちんと盛り込まれていらっしゃるのでしょうか。

また、若年層の流出や高齢化の進行により、地域の活力低下、交通基盤や生活環境基盤の整備、財政状況など多くの課題がありますが、そういった問題についてもきちんと対応されるような内容が入っているか、お尋ねします。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (浜 屋)

お答えいたします。

本計画は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項に基づき、議会の議決を得て定めるものです。計画に位置づけられた事業のみ、過疎対策事業債を充当できる、これが法律の大前提です。つまり計画がなければ、過疎債は1円も使えません。仮に、過疎債が使えなくなった場合、各種事業を自主財源で行うこととなり、事業の規模を縮小せざるを得なくなるという深刻な状況が生じます。本町の人口推移を年齢階層別人口で見ると、令和2年国勢調査で高齢者比率は36.7%、前回は35.4%です。若年者比率は9%、前回は9.5%です。少子高齢化は確実に進行しています。住みたいまち、住んでよかったまち、選ばれるまちとなるよう、生産年齢人口が増加し、住みよい環境づくりを積極的に進めていく必要があります。後期計画は、この流れを継続・強化するための計画です。本計画は、個性豊かな活力あるまちという将来像の実現に向け、財政基盤を守りながら人口減少に立ち向かうための本町にとって欠かすことのできない計画でございます。議員の皆様の御理解と御賛同をよろしくお願いいたします。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

会 議 の 経 過

もう一点質問です。

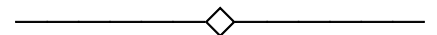
今説明いただいたように大切な計画ということで、内容のほうも議員おのおのきちんと確認しておかないといけない内容だと思います。その中で気になる点がございませぬ。敬老祝い金給付事業、この内容については、過疎対策事業に盛り込むことで過疎対策交付金のほうの対象になり得るかもしれないということで盛り込まれていると思います。ただ、事業の必要性として、高齢者は経済的負担の軽減のためと書いてあります。敬老祝い金給付事業、これは高齢者の経済的負担の軽減のための事業だったのでしょか。

また、次のページにもあるんですけど、ホームヘルパー養成研修事業のほうも書いてあります。こちら、ホームヘルパーという文言というのが介護職員初任者研修、また、実務者研修、ホームヘルパー3級についてはもう廃止されていて、そういった文言の形状というのが本当に適切なのかどうか、そういったものも鑑み、今回こちらのほうを訂正せずにされた理由なども含めて御質問させていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

ちょっと暫時休憩します。

休 憩 午前9時37分



再 開 午前9時38分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課長。

福祉課長（小 林）

私のほうからお答えさせていただきます。

ホームヘルパーの名称につきましては、これまでホームヘルパーということで、なれ親しんだ愛称でございました。こちらのほうの今現在改正が行われているところをちょっと確認しておりませんでしたので、実際は介護職員初任者研修受講料ということで、こちらのほうも助成を行っておりますので、そこにつきましては、今回につきましては、また企画のほうと協議いたしまして、今後の対応をさせていただきたいと思ひます。ホームヘルパーにつきましては、以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから、議案第1号 東串良町過疎地域持続的発展計画を定めることについてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第2号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第3 議案第2号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第2号 東串良町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第3号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第3号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第3号 東串良町子ども医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第5 議案第4号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第4号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第4号 東串良町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第5号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第6 議案第5号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回、東串良町敬老祝い金条例の一部を改正するに当たり、さきの委員会などでも説明のほうがありました。再度この敬老祝い金条例の一部を改正する趣旨について説明をお願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の敬老祝い金事業は、長年にわたりまして本町の振興に貢献してこられた高齢者の方々に対しまして、その労を労い、長寿をお祝いする本町独自の施策として実施してまいりました。本町においても高齢化の進展により、令和22年度まで80歳以上の人口増加が見込まれる中ではございますが、事業を将来にわたり安定的、継続的に維持していくことが最も重要であると考えております。今回の改正の趣旨も事業を安定的に持続可能なものとするための見直しでございます。本町が長年大切にしてきた高齢者への感謝と敬意を形で表すという事業の根本的な理念は変わるものではなく、引き続き高齢者福祉の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

会 議 の 経 過

町長に質疑をいたしますが、他のまちは、この祝い金は節目祝い金として給付していますよね。本町はその考えはないのか、町長にお伺いいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
節目節目じゃなくて毎年給付する事業でございます。節目節目にやるという思いはございません。
以上でございます。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）
その気持ちは揺るぎないですか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
はい。先ほど申したとおり、揺るぎないです。
以上です。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。
2番 小川議員。

2 番（小 川）
先ほどの質問の続きです。先ほど町長のほうが説明していただきました。長寿をお祝いする事業、持続的に安定的に持続可能な事業として行っていくために今回改正されるということでした。であるならば、高齢化も進んでいく中でという言葉もあつたと思いますが、今回の事業の金額ないし、人口動態も踏まえて本当に持続可能な金額、事業計画であるのかどうか試算なども含めて計画されて、住民にも十分に理解していただくために説明を行ってされてきたのか、再度質問いたします。

議 長（田之畑）
町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

先ほど申し上げましたが、この事業を安定的、継続的に持続する事業でございますので、これはもうこのまま堅持していきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

すみません、私の説明が悪かったのでしょうかね。安定的に行うに当たって、予算のほうが必要になると思います。そして人口のほう、高齢化率も高くなっていきます。その中で安定的に行われるかどうかというような協議、そして金額についても試算のほうが行われたのでしょうかとお聞きさせていただきましたが、以上の点について答弁いただきたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

予算については、十分に協議した結果でございます。御理解いただきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今の町長の回答を聞いていれば、これから長年、我がまちは毎年ですよね。ほかの町村は節目節目での祝い金だと聞いています。我がまちは毎年なので、これから先、うちの年代、団塊の世代の方が80歳、90歳になるわけですよね。それで少子高齢化と言われて、子供がいなくなるわけですよね。だからこれは大変いい決断だと思います。ぜひ、これは続けていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。
2番 小川議員。

2 番（小 川）

今回、反対の立場を取らせていただきたいと思います。
今、質疑のほうでもありましたように、持続可能な、安定的に行っていくための改正ということでした。また、協議をした結果ということですが、協議した内容、計算、今後の財政状況も踏まえた説明というのが十分に私のほうではなされていないと思いますし、以前この高齢者の敬老祝い金の条例を改正したときに、なぜきちんとそういったものも踏まえて計算されていなかったのか。1年9か月余りで、再びこのように条例のほうをまた改正しないといけなくなりました。また、ちゃんと協議していなければ、さらに1年後、2年後、条例の改定を行い、それによって本当に受けれる人が去年は受けれたが今年は受けれない、そういった住民に不安と不信感を持たせるような事業をされていくのかどうか、とても疑義が残る条例になっておりますので、今回そのような財源も含めた、財政も含めた観点から反対の立場として取らせていただきたいと思います。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。
8番 上園議員。

8 番（上 園）

私は、議案第5号に賛成の立場で討論をいたします。
ただいま町長の揺るぎない気持ちも聞きました。これもやめるのではなく、持続していくための条例であるということも伺っております。これも続けていくということが高齢者に対しての愛であろうというふうに、やめるのではなくて、続けていくということが高齢者に対する愛であろうというふうに私は受け止めております。これから1人の子供が3人の高齢者を支えていかなければならない時代、そして先ほども同僚議員からありましたけれども、団塊世代の私たちがもらう時期に入ってくる。こうなれば、ますますお金は必要となっていきます。だからいろんな計算をされた上で、協議をされた上で、私にこういうふうな経緯に至ったものであろうというふうに考えております。だから私は、この議案第5号に対しましては、賛成の立場で討論をいたします。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

反対の立場で言わせていただきます。

具体的にどういうことかというのは、減額なんですね。それで、じゃあ、減額したのであれば、どれぐらいの金額がトータルでできたんですかといったら、300万円ほどのお金を浮かすことができるということでした。この300万円、老齢祝い金を、これももともと他町村より高かったのは、これは町長が提案して高くあげて、これから減額するという形を取ったわけですね。それで300万円浮いたわけで、この300万円浮いたお金がどういうことかと察するに、私はいつも言うように、今政策推進係というところできていますけれども、各課の予算をチェックして減額をいろいろやっているみたいです。これもひとえに複合施設をつくるゆえに減額をせざるを得ない。敬老祝い金もここまで来ていたのに、300万円浮かして何に使うんでしょうかねということになると思います。だからこれも増額を自分で言っておいた町長が、そして持続可能、持続可能って何か聞こえのいい言葉に変えてますけれども、これは減額です。そういう趣旨があると私は察して、反対いたします。

以上です。

議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから、議案第5号 東串良町敬老祝い金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第7 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第7 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第8 議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算

議 長（田之畑）

日程第8 議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今回の一般会計予算ですけれども、これはメインイベントが複合施設の設計と土地買収ですね。設計が2億2,000万円、そして土地買収が9,800万円、トータルで3億1,800万円です。それでお聞きします。委員会で聞きそびれたというか、何というか、取りあえず設計の2億2,000万円、この2億2,000万円を用立てする金額はどこが算定したんですか、お聞きします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

瀬戸山議員の質問にお答えいたします。

本年度当初予算のほうに、複合施設に関する予算を計上しておりますが、今御質問のあった3億1,800万円については、内容については、実施設計等業務委託が1億9,000万円、土地測量登記業務委託が500万円、造成及び道路拡幅工事設計業務委託が2,500万円、公有財産購入費、用地の取得ですが、こちらのほうに9,800万円となっております。

御質問の実実施設計等業務委託についてですが、今回計上しております実施設計等業務委託については、単に建物の図面を作成するだけでなく、建設工事を発注するために必要となる詳細な設計図書や仕様書の作成、工事費の積算などを行う業務を含んでおります。具体的には、建築設計のほか、構造設計、電気設備設計、機械設備設計など複数の専門分野の技術者が関わり、建物全体の安全性や機能性を確保するための検討を行います。

委託料の算定に当たりましては、国土交通省が示している建築設計業務委託料算定基準を参考として、施設の規模や用途などを考慮しております。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いや、聞いているのは、だからその算定は誰がやったんですかと聞いているんです。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

お答えいたします。

会 議 の 経 過

今年度、令和7年度、複合施設の基本設計等の業務委託をお願いしているところの設計会社に内容については情報をいただいております。

以上です。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからどこなんですかと聞いてます。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

令和7年度基本設計の業務を受託している事業者は、俊設計ですので、そちらのほうに相談として算定情報をいただいております。

以上です。

議 長（田之畑）

4回目になりますが、特別に許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

では、俊設計が落札した6, 400万円でしたっけ。その中にその業務が入っていると思ってよろしいですね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（浜 屋）

令和7年度の事業には、その業務は入っておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

2 番 小川議員。

2 番（小 川）

さきの委員会でも様々と今回の当初予算については説明をいただきました。当初予

会 議 の 経 過

算、本年度、事業のほうが増額されているものもあります。その中でお尋ねします。

寝たきり老人おむつ事業、こちらのほうも減額されていたと思いますが、減額理由は何でしょうか。

また、関西・関東東くしら懇親会パーティーの事業費100万円のほうが増額されていると思います。こちらのほうは、90周年記念の際に50万円から100万円のほうに増額され、その後も100万円が増額されています。令和8年度も増額のほうで100万円増額されています。こういった目的についても御説明いただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
おむつ事業は、福祉課長に答弁させます。

議 長（田之畑）
福祉課長。

福祉課長（小 林）

おむつ支給の関係についてお答えさせていただきます。

これまでおむつ支給のほうを継続してやっておりましたが、介護保険の制度の導入の中で、施設に入所されている方につきましては、おむつ代まで含まれた形で入所費の請求がございます。そういう方にもこれまでおむつ支給をしていた経緯がございます。近隣市町村の状況も把握した上で、今回適切に在宅の方、施設費の中におむつ給付が含まれない方ということで改正を行い、それに伴い対象者数が減りましたので、その関係で減額しているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）
企画課長。

企画課長（浜 屋）

御質問にお答えいたします。

先ほど令和8年度関西東くしら会への負担金が100万円と増額になっているという理由ですけれども、ちなみに今年度、令和7年度は関東東くしら会が開催され、その開催負担金として100万円負担をしております。来年度は、令和8年度は10月に大阪のほうで関西東くしら会が開催されるに当たり、この関西東くしら会の方々とこの会を催すに当たり、いろいろな会場施設の借り上げ料とか、備品等の部分とか、いろいろな設備関係の部分も会を催す部分で経費が上がっているということの現状を

会 議 の 経 過

お聞きしております。それで開催に当たり、町のほうから関東と同じ様に関西についても同等額の負担金として100万円を計上させていただいております。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

この前の一般質問の中で、町の借金が100億円ぐらいあるというような質疑がありましたよね。それでこの予算書を見ますと、一番最後、69億274万5,000円とありますが、これは全部我がまちが返済する金額なんですか、その辺を教えてください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（中 島）

お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃいましたとおり、当初予算の一番最後のページで、あくまでも当該年度末の地方債の見込額でございますけれども、おっしゃるとおり69億274万5,000円というふうになっております。

これにつきましては、返済は当然公債費ということで、町が全額返済をするわけですが、ただし、今年度の公債費の元利償還金は交付税措置されるものも結構多くございます。最後のページから前のページでいきますと、一般単独事業債がありますけれども、大体この中には、緊防債が4億1,000万円ほど入っております。それから過疎対策事業債は約49億8,000万円ですね、これは全額交付税措置が7割の元利償還金の交付税措置がされます。その下の緊自債につきましても、7割の交付税措置がされます。それから大きなものでいきますと、最後のページの減収補填債も、これも75%ほど交付税措置されまして、一番最後の一番大きいのが臨時財政対策債でございます。これは、11億4,000万円ほどありますけれども、全額交付税措置を100%されるわけでございます。今申し上げましたとおり、もうほとんど交付税措置される地方債がほとんどでございます。実質的に町が負担をする額といえますのは、大体大まかに見積もって20億円程度でございます。19億から20億円が実際町が負担をする分でございます。あと残りは今年度の地方交付税の中で基準財政需要額に算定されますので、そこで実際交付税で財源保障されるというような内容になっております。

以上でございます。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）
7番 前田議員。

7 番（前 田）
この予算書を見てみれば69億円なんですけれども、実際的な借金というのは20億円前後だというふうに解釈していいですか。

議 長（田之畑）
総務課長。

総務課長（中 島）
借金の額は示されたこのとおりなんですけれども、交付税措置されるということを考慮しますと、実質的な負担というのは20億円程度ということになります。
以上でございます。

議 長（田之畑）
ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）
ないようですので、これで質疑を終わります。
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）
すみません、今回の当初予算に修正動議を出させていただきたいと思います。

議 長（田之畑）
ただいま瀬戸山譲一議員から議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算に対する修正の動議が提出されました。
ここで暫時休憩します。

休 憩 午前10時09分
—◇—
再 開 午前10時18分

議 長（田之畑）
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算に対しては、瀬戸山譲一議員ほか

3人から配付されております修正の動議が提出されています。

したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の趣旨説明を求めます。

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

この動議について説明させていただきます。

この修正動議の修正箇所ではありますが、34ページの款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節12委託料の測量設計監理業務委託料を2億2,000万円減額し、1,440万7,000円を減額修正するものです。

また、34ページの款2総務費、項1総務管理費、目6企画費、節16公有財産購入費の用地費を9,800万円減額し、ゼロ円に減額修正するものです。

なお、この2件にかかる減額分、3億1,800万円は、5ページの款21町債、項1町債、目1過疎対策事業債を減額し、7億2,610万円に修正するものです。

以下、2件については、本町の人口減少と高齢化の進行により、今後行財政が厳しくなることが見込まれ、公共施設の効率化や低コスト化が求められています。約70棟の公共施設の多くは、1970年代から1990年代に整備され、約4割が旧耐震基準で設計されており、耐震改修や建て替えなどの更新時期を迎えている。

一方で、将来は人口が約3割減少し、税収減と社会保障費増加により、施設維持の財源確保は困難になります。

こうした状況を踏まえ、町民への十分な説明と意向の反映を行い、既存施設の整理や利活用を含めた計画の見直しと予算の一部修正を求めるものであります。

以上の観点から、より適切な内容とするため提案するものです。議員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

次に、提案理由を申し上げます。

本町において人口減少、高齢化の進行する中、行財政は今後より一層厳しい状況になることが見込まれ、行財政の効率化、公共施設の低コスト化が求められています。特に、公共施設については、約70棟の公共施設のうち、1970年代初頭から1990年代にかけて整備されたものが多く、約4割の約30棟が1981年以前の旧耐震基準による設計のものであり、耐震改修や老朽化による大規模改修、建て替え等の更新が必要となるものが多く、本町でもその時期を一斉に迎える状況にあります。

しかし、本町では25年ほど先には人口が約3割減少し、高齢化率は15歳未満、年少人口率は約3倍になるものと予想されています。税収の減少と社会保障関係経費の増加が見込まれることから、公共施設の維持や更新等に必要な財源の確保は、今後より一層困難なものとなってきます。

かつて、全国的に高度成長期や急激な人口増加と社会変化を受けて公共施設の整備が進められてきましたが、現在、現状20年後には、約9割の箱物と表現される公共施設が老朽化を迎えると想定されており、老朽化による改修、建て替えに至らず、公共施設を閉鎖する自治体もあります。本町では、早急に公共施設の全体像を把握するため、平成29年に東串良町公共施設等総合計画を策定し、長期的な視点を持って廃

止、更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行い、財政負担を軽減、平準化、公共施設の最適配置の実現に向け検討されてきました。

公共施設は、災害時には対策・対応の拠点となる欠かせない施設です。加えて様々な公共施設を一つに集約する公共施設の複合化には、町民にとって便利だけでなく、人が集まることによるまちの活性化、人と人がつながり、交流が生まれ、まちににぎわいが生まれることが期待されます。そのため、本町にも公共施設の複合化について検討を行うことが必要と考え、これまでの計画についても建設的に本町の動向を注視し、議会でも検討を重ねてきました。

しかしながら、冒頭でも述べました人口減少、高齢化の進行、行財政の厳しい状況を鑑み、重要検討事項である行財政の効率化、公共施設の低コスト化について、ランニングコストを含め、これまで質疑を行ってききましたが、結果、本計画が十分にその点を満たしているとは言い難く感じます。人口減少の将来を見据えた上で、財源確保などについてもしっかりと町民へ説明を行い、公共施設計画を進めていく必要があると思います。

本町には、他の公共施設の老朽化などに伴う改修、建設、解体など検討していく既存の施設も多くあることから、町の公共施設全体を通して整理を行い、既存施設の解体や敷地の利活用を踏まえた計画を行っていただきたく、また、今回提示された設計業務委託等の2億2,000万円、用地費9,800万円を修正し、限りある財源を町民の視点に立ち、身の丈に合ったものとして進めていただきたく、さらに町民の意向を反映すべき計画に立ち戻るべく、今回修正動議を提出いたします。

今回計画では、埋立て費用、建設費など巨額の費用が見込まれるため、町民の立場に立った使い方を検討していただくべく、議案第11号 令和8年度東串良町一般会計当初予算の1号を修正するものであります。議員の皆様におかれましては、御賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

さらにちょっと追加で申し上げたいんですけれども、あと2点ほど申し上げます。

とにかく今いろんなところの建物と比較検討しているんですけれども、とにかく建設費用が高過ぎるんです。例えば具体的に言えば、南大隅町が令和4年度に庁舎建て替えをしましたが、あそこが延べ床面積が4,272平米で23億1,900万円、ここ東串良は庁舎じゃなくて、複合施設が3,000平米で今の本体工事で、消費税込みの41億円です。ばかでかいんですね。なぜだろうという説明が、まだ具体的な説明は聞かされておられません。そして垂水が市庁舎建設、あれは住民運動でひっくり返りましたけれども、あそこが延べ床面積が6,000平米だったそうです。この6,000平米で大体同じ40億円だったそうです。延べ床面積が東串良の倍、6,000平米です。それで金額が同じということは、東串良が概算で倍高いということです。

それで我々が求めているのは、議会からも何回も出ましたけれども、この規模が大き過ぎるから将来、維持費とか負担増になるからコンパクトなものを、そして身の丈に合ったものと議会の皆さんからも何人か出されましたけど、一番問題なのは、ここに執行部が聞く耳を持たない。何度言っても変更しません。このまま行きますなんで

会 議 の 経 過

すね。これが住民の意向を反映した行政であるかということですね。だから議会から出されても何回も住民の皆さんの意見とか求めて、その意見の中にもそういう規模が大き過ぎるからというのがあるんですけども、一切そういうのは関知せず、これが行政の在り方かと思っております。住民の意見を反映した建物づくりをやっていたきたいと思いますと思って提案理由とさせていただきます。

以上です。

議 長（田之畑）

これより、修正案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

提出者にお伺いいたしますが、建設費が高い。南大隅町と比較をされた。南大隅町が建てられた年代は、そんなに物価高も高くはなかった。なぜこの南大隅町を引き合いに出されたのか、そこら辺のところをお願いいたします。お答え願います。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

近隣で一番分かりやすいと思ったからです。ここでも何回も言っておりますけれども、なぜ23億円と、あちは4,000平米ですよ。ここより面積が広いんですよ。それでこの前も言いましたけど、普通は複合施設というのは従、つまり庁舎建設よりちょっと下部にある建物の考え方なんですね。だからほかの他町村の議員さんなどから言われるのは、その単価というのは、庁舎を建てる金額でしょうと。それにしてもばかにか過ぎるんです。そしてよくテレビとか、しょっちゅう今ネットでもやってますけれども、最終的に、さっきも言いましたけど、規模が大き過ぎる。そして設計が華美過ぎる。豪華けんらん過ぎるということで、皆さん、よくテレビとか見ていらっしゃるでしょう。それで住民が怒って、どこもどンドン今反発されてひっくり返ってるじゃないですか。一緒だということを言いたいんです。たまたま近くにあるから南大隅町を言っただけで、そんな概して今言ってることに錯誤があるとは思っておりません。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

私が聞いているのは、今の物価高の折、本町が計画をされた。南大隅町が計画をさ

れたときには、そんなに高くはなかったでしょうということを私は言いたいんですよ。

それともう一つ、縮小、縮小と言われますけれども、私はこれでも小さい。もっとホールなんか大きくていいのかなど。よその皆さん方も借りたい、借りたいと。東串良町が複合施設を建設されるのであれば、自分のところも老朽化しているから、東串良を借りたい。そういう借りたい人に貸してあげる。そこに使用料を取ったら、維持管理費が少しでも出てきますよね。あなた方が言われるコンパクトとは、どのぐらいのものをコンパクトと言うのか。まずそこら辺のあなたが考えているコンパクトとはどのぐらいの規模のことを言われるのか、そこを教えてください。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私が全町にお配りしたチラシの中にもありますけれども、コンパクトなというのは、結局大き過ぎるといふ、今その意味と、それから、私が今度もし住民投票を今から皆さんとともにやらせていただくとすれば、私は住民投票の項目に、町民の皆さんの意向を聞いて必要なものを必要なだけという感じを出そうと思ってるんですね。だから私も建設自体は老朽化してるから反対してるわけではないんです。だから、町民の皆さんの意向を聞いて、それで町民の皆さん、私も2, 300軒、町内を回りました。それでいろんな方とお話をしてきました。その中で皆さんおっしゃるのは、やっぱり大き過ぎると言われるわけですよ。だから50億円、豪華けんらんな50億円、トータル、自前10億5,000万円払えばいいということですけど、そんな話じゃないんですね。その後の維持費を払えなくなるから、皆さん全国で今大変になっているわけでしょう。先週も釜石の例を出しましたね。大きなものをつくり過ぎて、維持運営費を払えなくなると。そういう試算もまだ出てないじゃないですか。この前も言ったけど、そういう試算もないし、維持運営費もまだ発表されてないし、概算でも発表されてない。これからどうなるのかと、皆さんが不安視するのは当たり前なんですよ。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今、聞いておれば、ちょっと不思議だなと思いましたので、提出者に質問いたします。

瀬戸山議員がさきに町民に配布したチラシですね。これは複合施設自体に、建設自体に反対のような内容だったんですが、いつからつくことに賛成になったのか、ま

ずそれから教えてください。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

個人的なことを話させていただければ、私は最初はつくるべきじゃないかなと思っていました。だけど、いつも言うようにやり方がおかしいんですよ。何度も言うけど、あのアンケート、つくることを前提にしたアンケート。そして住民の検討委員会の人々が17名いらっしゃいましたけど、皆さん、何人かの方がおっしゃるのは、全員に聞いたわけじゃないんですけれども、もうつくることが決まっていると。そして決まったことをただ、認知をさせる。もちろん反対する人がほとんどいないと言われていました。その中のメンバーの方が言っていました、何人も。もう決まっていると。私が思うのは、さらに申し上げておきたいんですけれども、これだけさっきも言ったように、もう少し耳を、議会のほうも、それから町民の皆さんの声も聞くべきじゃないかなと。申し上げますけれども、33.7%のアンケートが有効か有効でないかということで、あ那时的ランドブレインがそれは有効だと。全国的に大体こんなものだというところで、これを採用するということでしたけれども。その手法が果たしていいものか。今、世の中が変わりまして、そんな形ではなくなりました。状況が変わったんですよ。だから言われるように物価高騰、それから住民の皆さんの意識が覚醒されて、こんなもの必要じゃないというふうに全国的な動きになっていますということを言いたいんですよ。

それで私が、個人的なことを言わせてもらえば、最初はつくることにも賛成、私は考えて、バベル東串良、バベルの塔ってありますよね、頑丈などんな災害が来ても持ちこたえられるような、そういうのをつくればいいと思っていましたけれども、再度繰り返させていただければ、それに対して提案をしようと思っていたけれども、やり方がおかしい。そして執行部が水面下でどんどん進めてて、いきなりあのアンケートでした、つくることの。これは何か裏があるのかなといつも思っているんですよ。これだけ変更を求めても、身の丈に合ったものを求めても、町民の皆さんに、私は2,300軒に配った自信があります、実績があります。お手伝いしてくださった方もいらっしゃいましたけれども、この前、上園議員から私の言葉に誤りがあったんですけども、全員、2,300軒、それは誤りでしたけれども、でもお話をされた方で、この施設に対して賛成という方は一人もいらっしゃいません。それを町長も、ほとんど賛成だ、賛成だと、どこからそんなことを得てきた情報だったのか。全然違いますよ。だから議員も実際本当に、例えば私は2,300軒回ったという実績があるわけなんですけれども、自分たちもそれをやられましたか、何軒回られましたかということなんです。だからそういう手法に対して強引過ぎる。あのアンケートもある人が私にラインで送ってくれましたけれども、こんなやり方をしていたら、強引に進めたら、多分企画課に届いていると思いますけれども、結構いろいろ活動している町内の若手

会 議 の 経 過

の人ですけれども、こんな強引なやり方をしていたら、役場の執行体制、それから役場の職員さんに対する不信がこれから出てくるだろうと。多分そのアンケートも企画課に届けていると思います。そういうのを見て、だからこの計画に在り方に反映されていないんですよ。

議 長（田之畑）

ちょっと質疑の趣旨と外れているので。

4 番（瀬戸山）

まあまあ、そういうことです。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

今聞いていましたら、最初は賛成だったというようなお話ですよ。賛成だったら、ああいうチラシを出す必要はなかったと思います。

それと予算も縮小する。今、原案のあれが出ましたけど、縮小とのことですが、どこをどのように縮小されているのか、考えて今日のこれを出されてたのか、そこら辺を教えてください。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

具体的に教えてください。何のことですか。何のことか分かりませんでした。予算の縮小が何のって、どういうことですか。

議 長（田之畑）

7番 前田議員。

7 番（前 田）

どこをどのように縮小して、予算を減額するのか、そこら辺も考えているのかということですか。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

会 議 の 経 過

さっきも申し上げましたように、予算を私が執行できるわけじゃないので。例えばさっきの敬老の方々の祝い金に関しても、あれ300万円浮いてますよね。だから言ったように、町長は自分の選挙のときは上げたけれども、今回はまた下げてしまったと。持続的どうの云々言うけれども、この300万円を今浮かせるのはどうするんですか。一般財源に入れるんでしょって。

議 長（田之畑）

質疑の趣旨が全然違うんよね。だから質疑に対して的確に答えて。

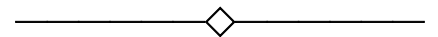
4 番（瀬戸山）

遠まわしに話になるということですけども。その予算執行に関しては、いろいろ聞いております。各課について、政策推進係がお金の出入りをずっとチェックしていると。それで十分なんじゃないですか。何のためにチェックするんですか。

議 長（田之畑）

暫時休憩します。

休 憩 午前10時40分



再 開 午前10時42分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

私がさっき言いましたように、チラシにも書いたように、町民の皆さんが何を欲しているのか、何が必要なのか、そこに原点回帰すべき。一回、すごろくで言えば振り出しに戻って、町民の皆さんの意見を聞いてやるべきだという言い方ですよ、これは。そこから、俊設計の社長さんに言ったんですよ。38億円で設計してくださいと、町から言われたと。社長、おかしいんじゃないですかと。町民の皆さんがどういうものが欲しいと決まってから、設計するのが当たり前でしょうという考え方でいえば、その金額云々じゃないんですよ。もう一回原点に戻って、町民の皆さんの意向を聞いて、何をつくるべきか、その議論をしてからという話で、私は今町民の皆さんに話をさせてもらっています。

議 長（田之畑）

修正案に対する質疑は執行部にもできますので、執行部に対する質疑があれば、それも含めて質疑をしてください。

会 議 の 経 過

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番 (上 園)

私は、原案に賛成の立場で討論をいたします。

この複合施設に関連をして町長から同僚議員によるチラシに対し、抗議文及び是正の申入れが議会に出されたことがありました。私自身、真摯に受け止めております。このことは、議員としての立場や責任について考えるよい機会となりました。同時に情報発信の在り方、議員としての責任の重さを再確認することにもなりました。

一方、町としても様々な手段を通じて説明を行われておると私自身感じております。町の将来を見据えた施策が盛り込まれた内容でありますので、総合的に判断をいたしまして、私は賛成するものであります。

また、来年は我々議員選挙が迫っております。だからその選挙があるために、自分の支持者向けだけにこれをどうこうするというような考え方ではなくて、総合的に自分たちは全体の奉仕者である。議員は全体の奉仕者であるということのを再認識していただいて、判断を行っていただきたいというふうに思っております。

賛成討論を終わります。

議 長 (田之畑)

次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

原案及び修正案、両方に反対の方は。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

それでは、次に、もう一回原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

7番 前田議員。

7 番 (前 田)

私も原案に賛成の立場で討論をいたします。

今度の複合施設の、これは検討委員会というんですか。町の代表者が集まって、今

の案ができたわけですね。さっきから話を聞いておれば、町民には何の責任もないと。議会にも再三説明がありました。また町民説明会も今回2か所で説明会があったわけですね。もう言ったら悪いけど、特別委員会も児玉委員長を頭にあります。それでもいろいろもめました。だから、これは絶対に我がまちに必要な、今町民に話を聞いてみますと、50億円かかったらおいどんは反対やっどと言った人が真相を話しをすれば、たったそひこぼっかいやと10億ぼっかいで、あんだけの大きなものができるなら、それはぜひつくってくれという話が多いです。私の回ったところですね。反対をする人は1人だけいましたけれども、それもちゃんと説明をしたら、ああ、そういうような説明をすれば、それは当たり前だと。あのチラシを見れば50億円もかかっとな、それはおいどんも反対だと言われました。だから、この原案はぜひ通して進めてもらいたいと思います。一応賛成討論を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に修正案に賛成の方の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

私は、提案された修正案ですね、中身はこの修正案の中に提案理由にありますけれども、設計業務委託の2億2,000万円、用地費9,800万円を修正するという提案です。私も一般質問で、本町の人口、財政など身の丈に合ったものにすべきだということを主張してまいりました。その立場から、私は今回の修正案に賛成をいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

ほかにありませんか。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

私も修正案に賛成の立場で述べさせていただきたいと思います。

当初、基本計画基本構想の内容として提示された状況が少し変わってきているような気がします。例えばカフェなどの民間事業を入れて、ランニングコストを抑制する。また、高齢者福祉センターの統廃合もありますが、この高齢者福祉センターの機能についても新しい複合施設のほうには入っていない、機能を満たしていない部分もあるのではないかと。財源確保についても、もちろん実施設計をしないと決められないということですが、補助金の確定見込みについても確定していません。確定せずとも必要なものはつくるべきである、当初町長がおっしゃったように、もちろんそのとおりだとは思いますが、今の他議員のほうもありました。もっと大きくしてもいいんじゃないかという意見もあったり、抑えたほうがいいのかという意見、そして賛成、

会 議 の 経 過

反対、本当に賛否両論ある中で、この原案を通すことでこういった意見が反映されないまま計画が執行されてしまう恐れがあると思い、真にもう少し協議して考えていくべきだと思い、この修正案について賛成の立場を取らせていただきます。

議 長（田之畑）

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第11号 令和8年度東串良町一般会計予算を採決します。

まず、本案に対する瀬戸山譲一議員ほか3人から提出された修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立少数です。

したがって、修正案は否決されました。

次に、原案について起立によって採決します。

原案に賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第9 議案第12号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計予算

議 長（田之畑）

日程第9 議案第12号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第12号 令和8年度東串良町国民健康保険特別会計予算を採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第10 議案第13号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第10 議案第13号 令和8年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

会 議 の 経 過

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第13号 令和8年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛 成 者 起 立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第11 議案第14号 令和8年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算

議 長 (田之畑)

日程第11 議案第14号 令和8年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第14号 令和8年度東串良町後期高齢者医療特別会計予算を採決し

## 会 議 の 経 過

ます。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第12 議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算

議 長 (田之畑)

日程第12 議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第15号 令和8年度東串良町水道事業会計予算を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◆ 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長（田之畑）

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

教育産業常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◆ 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長（田之畑）

日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◆ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

暫時休憩します。

|             |   |          |
|-------------|---|----------|
| 休           | 憩 | 午前10時59分 |
| —————◇————— |   |          |
| 再           | 開 | 午前11時02分 |

議 長 (田之畑)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで会議を閉じます。

令和8年第1回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前11時02分